

第3次門川町生活排水対策総合基本計画  
(中間見直し)

令和8年3月

門 川 町



# 目 次

第1章 序 説.....	1
第1節 目 的.....	1
第2節 計画地域の範囲.....	1
第3節 計画の期間.....	1
第4節 計画の目標（総括）.....	1
第2章 地域の概要.....	3
第1節 自然条件.....	3
第2節 人 口.....	7
第3節 産 業.....	10
第4節 都市環境.....	16
第5節 生活排水処理施設整備状況.....	22
第6節 水質の現状及び動向.....	26
第3章 計画の目標.....	33
第1節 基本理念.....	33
第2節 計画の目標設定.....	33
第4章 生活排水処理施設整備計画.....	35
第1節 生活排水処理施設の整備事業の検討.....	35
第2節 生活排水処理施設整備の基本方針.....	40
第3節 生活排水処理人口.....	41
第4節 生活排水処理施設整備計画.....	42
第5節 し尿・汚泥処理計画.....	46
第5章 啓 発.....	49
第1節 基本方針.....	49
第2節 実施計画.....	50
第6章 その他.....	53
第1節 取り組むべき課題.....	53
第2節 関係市町村との連携.....	53
第3節 海洋ごみ対策.....	54
第4節 関係する他の計画との調整に関すること.....	54

資 料 編



# 第1章 序 説



# 第1章 序 説

## 第1節 目 的

門川町（以下「本町」という）の生活排水処理対策は、合併処理浄化槽<sup>※</sup>の設置整備事業を推進することにより 2024（令和 6）年度末には生活排水処理率が約 86%に達している。今後も生活環境や公衆衛生の向上、公共用水域の水質を早期により良くするため、継続的な推進が求められているところであるが、人口減少や少子高齢化のさらなる進行、財政状況の逼迫といった社会情勢の変化が生じてきている。

一方、宮崎県では、2020（令和 2）年度に「第 3 次宮崎県生活排水対策総合計画」を策定し、県、市町村そして住民が一体となって生活排水対策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向、数値目標、相互連携、啓発等の指針を示している。

このような状況の中、本町では 1992（平成 4）年度に「門川町生活排水対策総合基本計画」、2008（平成 20）年度に「第 2 次計画」、2020（令和 2）年度には、2021（令和 3）年度を初年度とし、2030（令和 12）年度までの 10 年間を計画期間とする「第 3 次生活排水対策総合基本計画」を策定し、生活排水対策を進めてきたところであるが、第 3 次計画の策定から 5 年が経過していることや、県の計画で示される本町の生活排水処理率の目標値（88.5%）を早期に達成し、さらなる処理率の向上を効率的かつ効果的に推進するため、第 3 次計画の中間見直しを行うものである。

## 第2節 計画地域の範囲

本計画の対象区域は、門川町全域とする。

## 第3節 計画の期間

本計画の実施期間は、2026（令和 8）年度から 2030（令和 12）年度までの 5 年間とする。

## 第4節 計画の目標（総括）

**2030(令和 12)年度末までに、生活排水処理率 88.5%の達成を目標とする。**

※ 浄化槽に関しては、浄化槽法の改正（平成 13 年 4 月 1 日施行）により、従来の合併処理浄化槽を単に「浄化槽」とし、単独処理浄化槽は新設が原則的に禁止され「みなし浄化槽」と呼称されるようになっているが、本計画ではより多くの皆様に理解していただくために、第 2 次計画から引き続き「合併処理浄化槽」、「単独浄化槽」の呼称を用いる。

## 第1章 序 説

## 第2章 地域の概要



## 第2章 地域の概要

### 第1節 自然条件

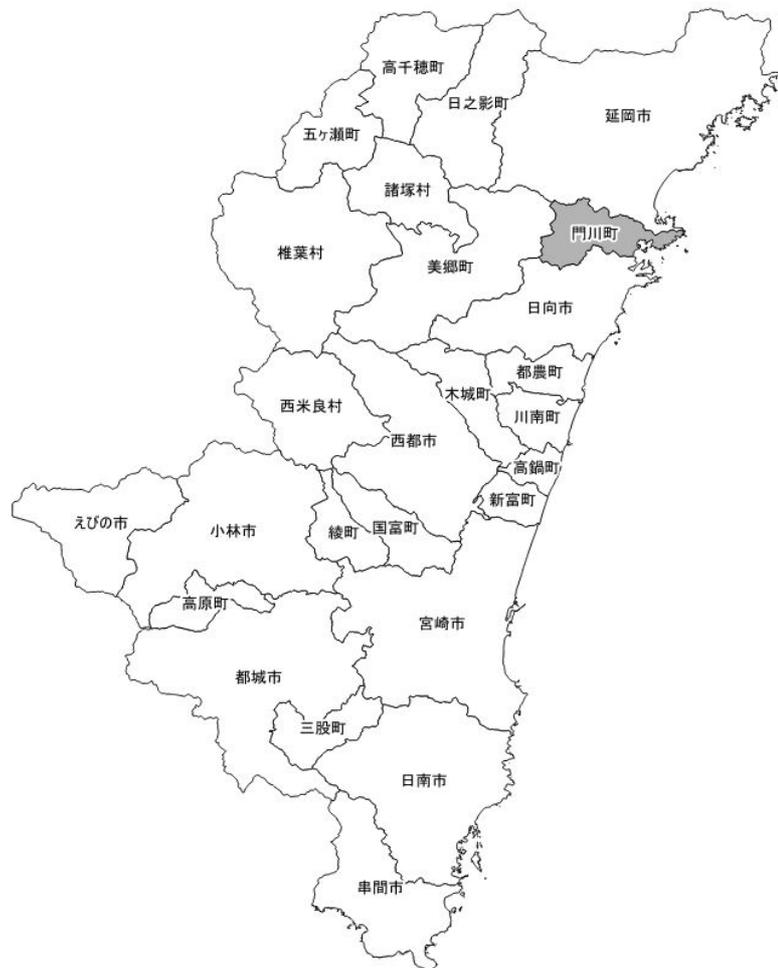
#### 1. 地 形

本町は宮崎県北部に位置し、北側は延岡市、南側は日向市、西側は美郷町と接し、東側は日向灘に面しており、町の東西の距離は約 32km、南北は約 8km で、総面積は約 120.51km<sup>2</sup>である。

町域の約 84%は山林で占められ、北部から西部、南部にかけて山々が連なっており、これらの山地から流れる五十鈴川や鳴子川などの河川は門川湾へと注ぎ、その下流域には平坦地が広がり、居住地や産業活動の中心となっている。

また、海岸線はリアス海岸を形成し、門川湾内の乙島や沖合の枇榔島などとともに「日豊海岸国定公園」に指定されている。

図 2-1-1 門川町位置図



第2章 地域の概要

2. 気象

本町は、温暖な地域にあり、年間平均気温は 18.0℃（2024 年）である。また、年間降水量は 2,934.0mm（2024 年）と、梅雨から台風の到来する時期までは降雨量が多くなっている。

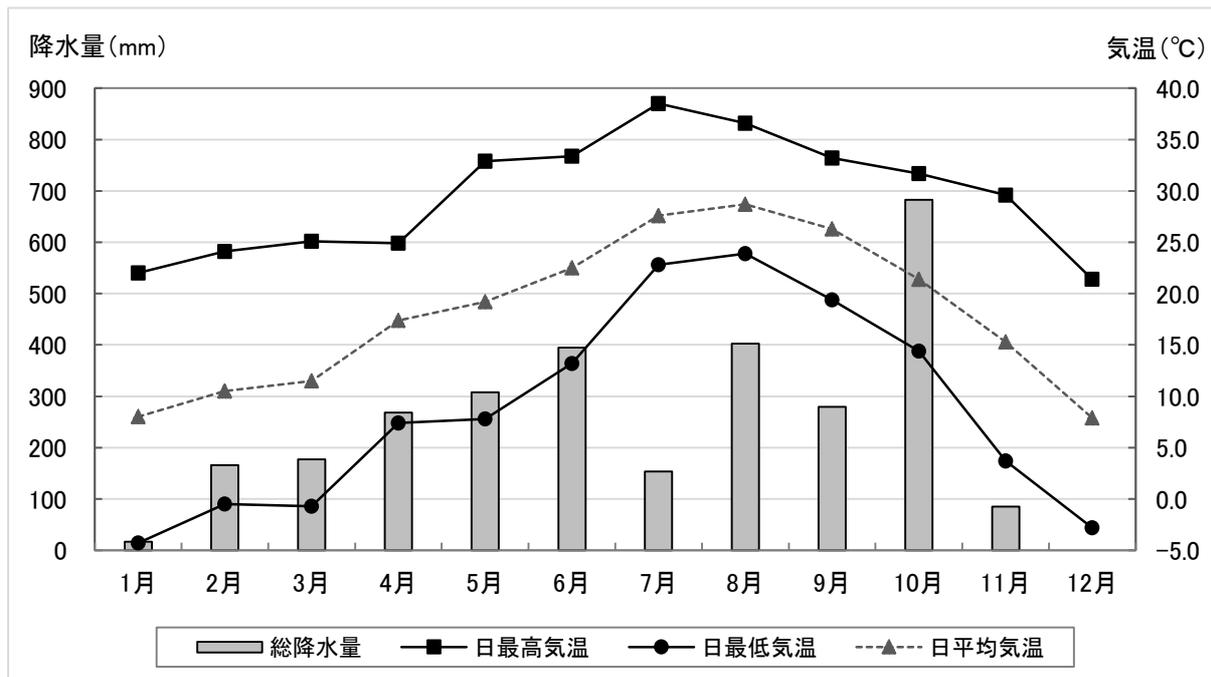
2024 年の気象概況を表 2-1-1 及び図 2-1-2 に示す。

表 2-1-1 気象概況（2024 年）

月	気温（℃）				降水量（mm）			日照時間（h）		風速（m/s）		
	最高	最低	平均	平年	最大 （日）	合計 （月）	平年	平年	平均	最大		
										風速	風向	
1月	22.0	-4.3	8.0	6.8	9.0	17.0	68.0	210.3	196.8	1.4	4.7	西北西
2月	24.1	-0.5	10.5	7.9	37.0	166.0	96.1	134.3	181.1	1.1	4.0	西北西
3月	25.1	-0.7	11.5	11.1	72.0	177.0	156.9	223.2	186.5	1.5	5.7	西北西
4月	24.9	7.4	17.4	15.6	53.0	268.0	205.3	89.4	193.8	1.0	4.1	南西
5月	32.9	7.8	19.2	19.6	137.5	308.0	270.0	169.0	183.9	1.0	5.2	南西
6月	33.4	13.2	22.5	22.5	116.0	394.5	474.3	133.3	121.7	0.9	4.5	南西
7月	38.5	22.8	27.6	26.3	42.5	153.5	281.5	267.1	193.8	0.9	3.6	東南東
8月	36.6	23.9	28.7	27.0	158.5	403.0	272.7	278.8	203.2	1.2	7.4	東南東
9月	33.2	19.4	26.3	24.2	52.0	279.5	391.7	206.1	159.0	1.1	3.7	東
10月	31.7	14.4	21.4	19.2	213.5	682.5	226.7	91.3	177.9	0.9	4	東北東
11月	29.6	3.7	15.3	13.9	25.5	85.0	114.0	152.9	173.1	1.1	4.2	西
12月	21.4	-2.8	7.9	8.7	0.0	0.0	74.4	234.8	188.2	1.4	4.4	西北西
年間	38.5	-4.3	18.0	16.9	213.5	2,934.0	2,633.3	2,190.5	2,162.4	1.1	7.4	西

資料：気象庁（日向観測所 気象観測データ）

図 2-1-2 気象概況（2024 年）



## 3. 水 象

## (1) 河 川

本町には二級河川として、五十鈴川、鳴子川、丸バエ川の3幹川があり、1次・2次支川として津々良川、三ヶ瀬川、庭谷川、市の原川、中山川、竹名川などがある。その他の主な河川として丸山川、新川が門川湾に注いでいる。

主な河川（支川は除く）の水象は、表 2-1-2 に示すとおりであり、図 2-1-3 に河川流域図を示す。

表 2-1-2 主な河川の水象

河川名	位 置	利 水 状 況
五十鈴川 (8,856ha)	美郷町に源を発し、本町南部を東流し、市街地南部で門川湾に注いでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業用水や上水道の水源として利用されている。</li> <li>・ 内水面漁業</li> </ul>
鳴子川 (1,513ha)	本町中北部の山間部に源を発し、本町中央部を南流し、市街地北部で門川湾に注いでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業用水として利用されている。</li> </ul>
丸山川 (104ha)	加草地区山間部より南流している。中流以降は、生活雑排水などで、排水路となっている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業用水として利用されている。</li> </ul>
丸バエ川 (461ha)	加草地区山間部より南流している。河口より河川改修事業の整備が進んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業用水として利用されている。</li> </ul>
新 川 (343ha)	本町東部山間部より南西に流れて、門川湾に注いでいる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業用水として利用されている。</li> </ul>

## (2) 海 域

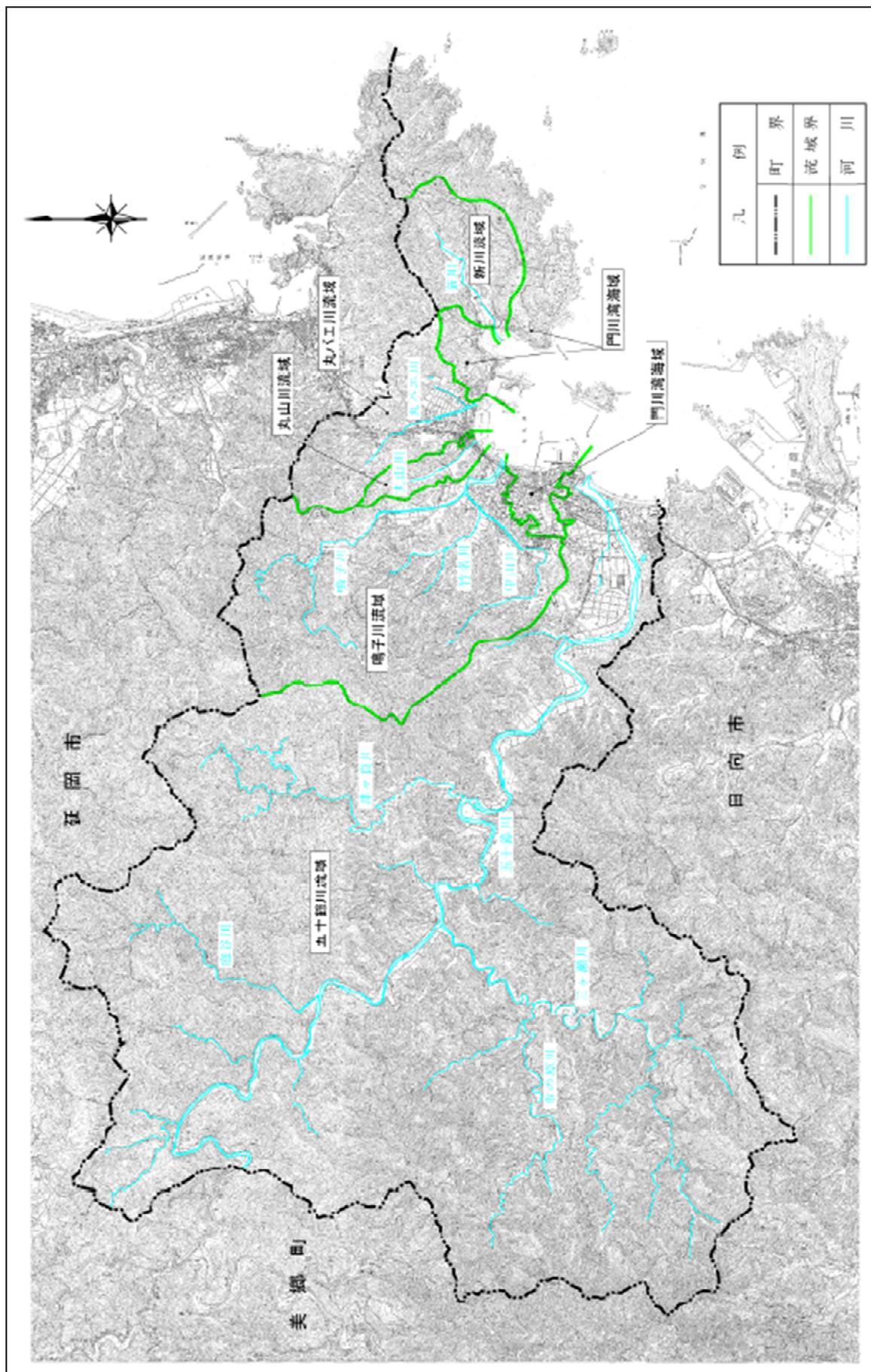
五十鈴川をはじめ本町の主な河川は、門川湾（日向灘）に注いでいる。

海域の水象は、表 2-1-3 に示すとおりである。

表 2-1-3 海域の水象

海 域 名	概 要	利 水 状 況
門 川 湾	五十鈴川、鳴子川、丸山川、丸バエ川、新川が門川湾に注いでおり、漁業等が行われている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業</li> <li>・ タイ、カンパチ、シマアジなどの養殖</li> </ul>

図 2-1-3 河川流域図



図の出典：第3次計画

## 第2節 人口

## 1. 人口の推移

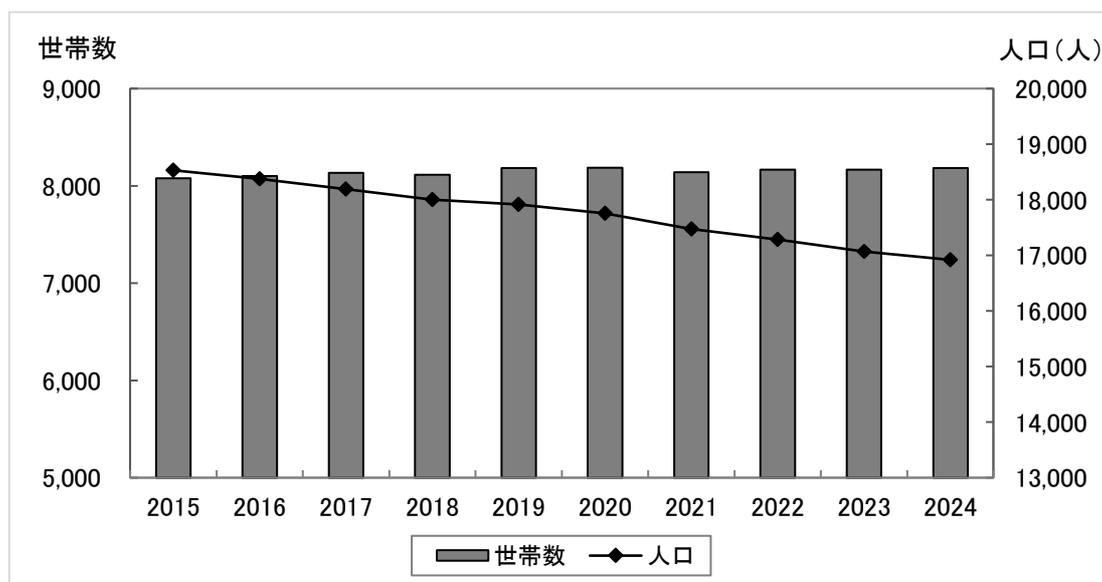
過去10年間（2015～2024）における人口・世帯数の推移は、表2-2-1及び図2-2-1に示すとおりである。人口は減少傾向にあり、世帯数は2017年までは増加の傾向にあったものが近年は増減を繰り返しながら推移している。

表2-2-1 人口・世帯数の推移

年次	人口 (人)			世帯数	一世帯当り 人員数 (人)	人口の年平均 伸び率 (%)	世帯数の年平均 伸び率 (%)
	総数	男	女				
2015 (H27)	18,530	8,902	9,628	8,078	2.29	△ 1.1	0.1
2016 (H28)	18,375	8,841	9,534	8,101	2.27	△ 0.8	0.3
2017 (H29)	18,194	8,745	9,449	8,135	2.24	△ 1.0	0.4
2018 (H30)	18,005	8,663	9,342	8,116	2.22	△ 1.0	△ 0.2
2019 (R1)	17,914	8,620	9,294	8,184	2.19	△ 0.5	0.8
2020 (R2)	17,754	8,512	9,242	8,187	2.17	△ 0.9	0.0
2021 (R3)	17,472	8,384	9,088	8,140	2.15	△ 1.6	△ 0.6
2022 (R4)	17,288	8,294	8,994	8,167	2.12	△ 1.1	0.3
2023 (R5)	17,065	8,157	8,908	8,168	2.09	△ 1.3	0.0
2024 (R6)	16,919	8,098	8,821	8,183	2.07	△ 0.9	0.2

資料：住基人口（各年3月31日現在）

図2-2-1 人口・世帯数の推移



## 第2章 地域の概要

### 2. 地区別人口

過去5年間（2020～2024）における地区ごとの人口の推移は、表 2-2-2 に示すとおりである。

表 2-2-2 地区別人口の推移

地区名	人口（人）				
	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
大字川内	710	699	674	652	618
大字門川尾末1	10,414	10,268	10,179	10,051	9,976
大字門川尾末2	1,457	1,420	1,358	1,324	1,276
大字加草	2,541	2,483	2,446	2,431	2,431
大字庵川	2,632	2,602	2,631	2,607	2,618
計	17,754	17,472	17,288	17,065	16,919

資料：住基人口（各年3月31日現在）

### 3. 人口集中地区（D I D地区）人口

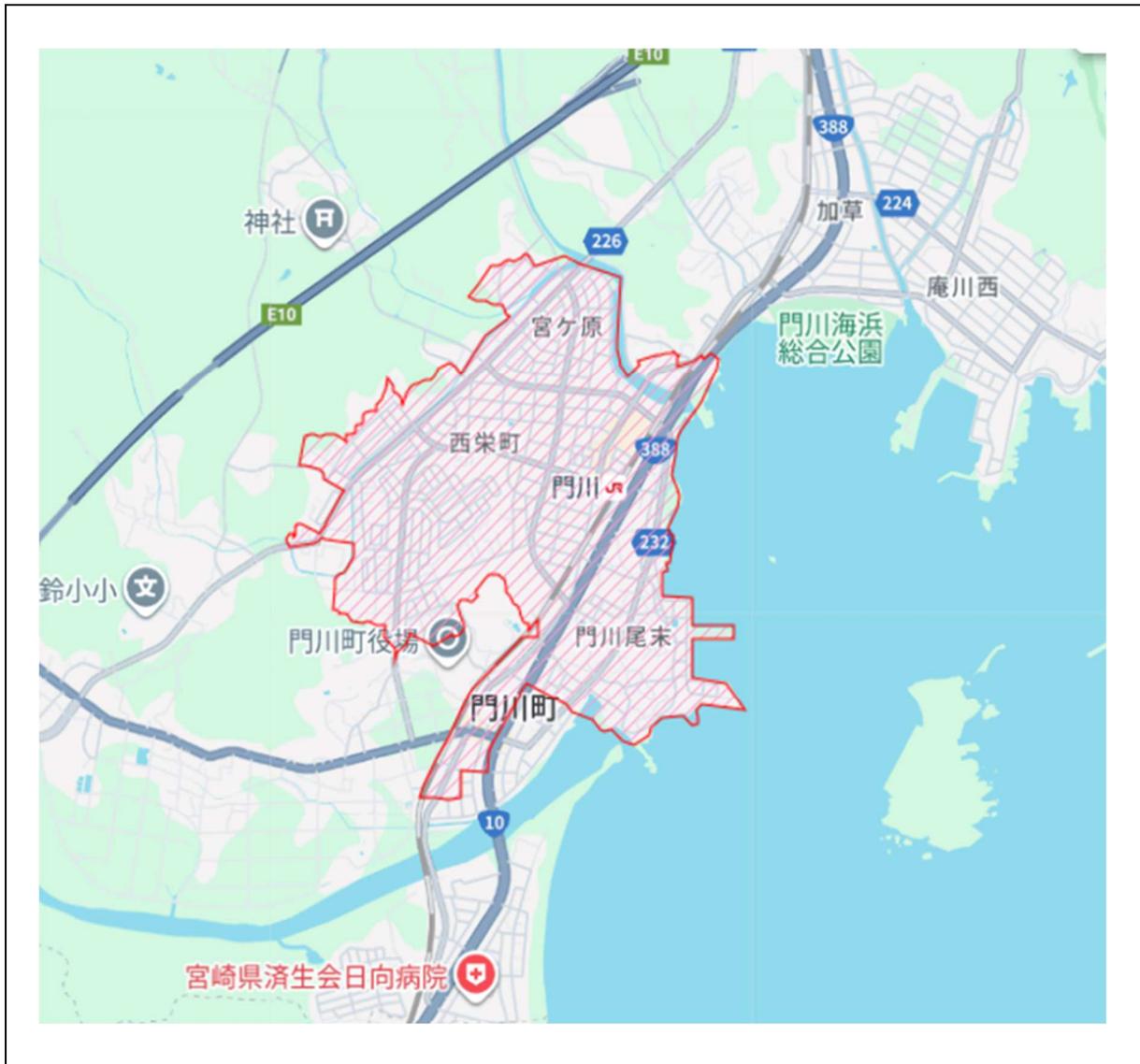
本町の人口集中地区（D I D地区）は図 2-2-2 のとおりで、当該地区における人口の推移は表 2-2-3 に示すとおりである。人口集中地区では、町全域人口の 50.8%（2020 年）を占めている。

表 2-2-3 人口集中地区人口の推移

年次	人口 (人)			面積 (km <sup>2</sup> )			人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	
	人口集中 地区	町内全域	全域に占 める割合	人口集中 地区	町内全域	全域に占 める割合	人口集中 地区	町内全域
1995 (H7)	8,325	19,155	43.5%	1.70	120.48	1.4%	4,812	159
2000 (H12)	8,477	19,287	44.0%	1.80	120.48	1.5%	4,736	160
2005 (H17)	8,930	19,207	46.5%	1.92	120.48	1.6%	4,651	159
2010 (H22)	8,731	18,854	46.3%	1.94	120.48	1.6%	4,501	157
2015 (H27)	8,771	18,183	48.2%	2.04	120.51	1.7%	4,300	151
2020 (R2)	8,830	17,379	50.8%	2.20	120.40	1.8%	4,014	144

資料：国勢調査

図 2-2-2 人口集中地区（D I D地区）



図の出典：jSTAT MAP

第3節 産 業

1. 概 要

本町における産業別就業者数の推移を表 2-3-1 及び図 2-3-1 に示す。就業者総数は 2000 年以降、減少傾向で推移していたものが 2015 年にはいったん増加したが、2020 年には再度減少している。

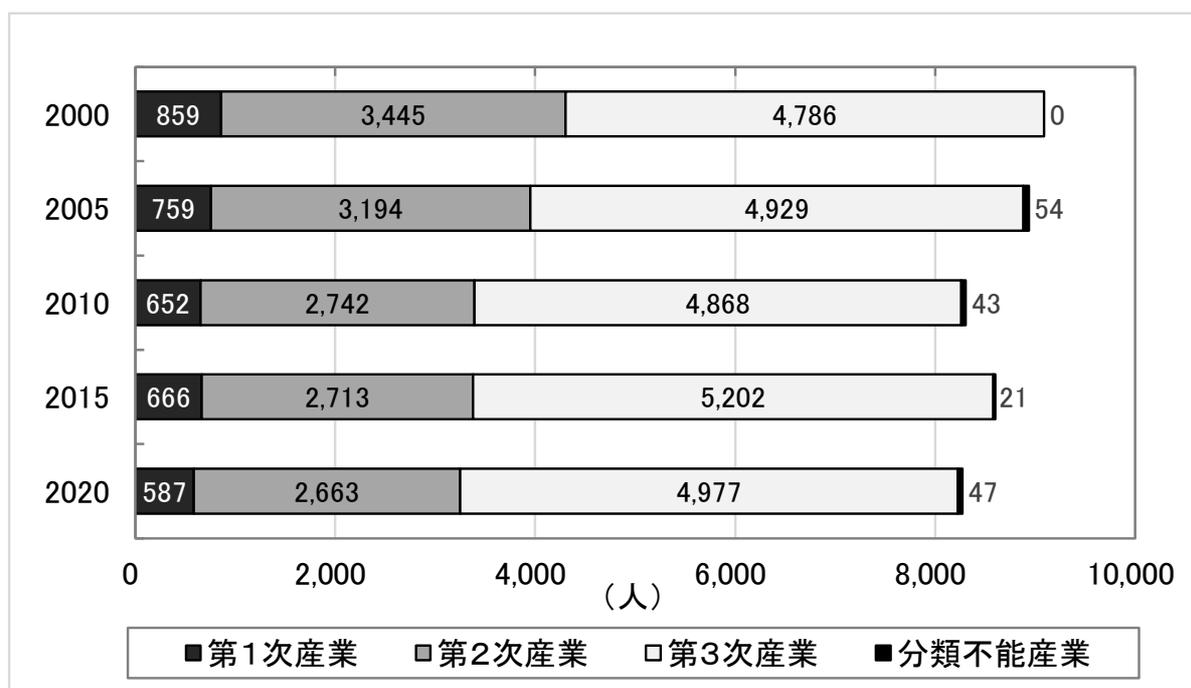
産業別にみると、すべての産業で前回調査から減少しており、2020（令和 2）年には第 3 次産業就業者数が 4,977 人（60.2%）、第 2 次産業就業者数が 2,663 人（32.2%）、第 1 次産業就業者数が 587 人（7.1%）となっている。

表 2-3-1 産業別就業者数の推移

年次 区分	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)
総 数	9,090	8,936	8,305	8,602	8,274
第1次産業	859	759	652	666	587
第2次産業	3,445	3,194	2,742	2,713	2,663
第3次産業	4,786	4,929	4,868	5,202	4,977
分類不能産業	0	54	43	21	47

資料：国勢調査

図 2-3-1 産業別就業者数の推移



## 2. 工業

本町の工業は、自動車部品、発泡スチロール、食料品などの製造業が立地しており、地域の雇用創出と産業基盤の維持に重要な役割を果たしている。事業所数は減少傾向にあるものの、近年は地域経済の回復や高速道路網の整備による物流環境の向上を背景に、従業者数や製造品出荷額は増加傾向を示している。

事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移は、表 2-3-2 及び図 2-3-2 に示すとおりであり、事業所数は減少傾向で推移しているものの、景気の回復や県北地域における高速交通体系の整備により、近年では従業者数は横ばい、製造品出荷額は増加を示している。

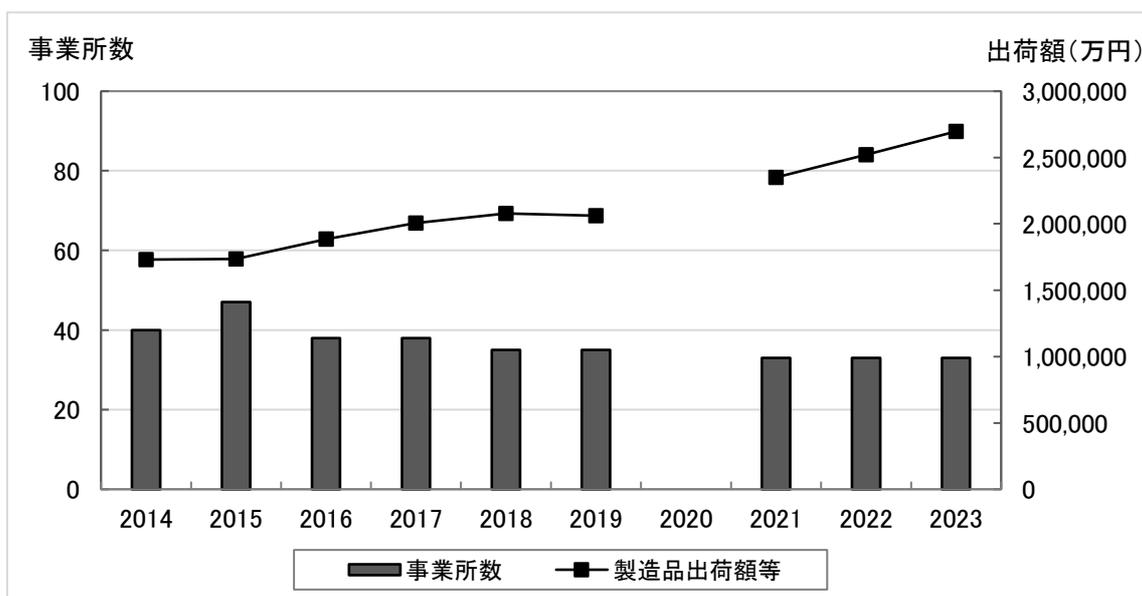
表 2-3-2 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

年次	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
2014 (H26)	40	1,456	1,730,312
2015 (H27)	47	1,397	1,735,984
2016 (H28)	38	1,478	1,884,345
2017 (H29)	38	1,486	2,004,632
2018 (H30)	35	1,515	2,078,796
2019 (R1)	35	1,512	2,061,967
2020 (R2)※			
2021 (R3)	33	1,423	2,350,031
2022 (R4)	33	1,454	2,521,206
2023 (R5)	33	1,430	2,695,351

※2020(R2)は調査が実施されていない。

資料：工業統計調査(2014～2019)、経済構造実態調査(2021～2023)

図 2-3-2 事業所数・製造品出荷額等の推移



### 3. 農林水産業

#### (1) 農業

本町の農業は、水稻をはじめとして施設野菜・果樹・花き・畜産など、温暖多照な気象条件を生かした農業が図られてきた。

農家数及び経営耕地面積の推移は、表 2-3-3 に示すとおりであり、農家戸数は年々減少傾向を示している。2020（令和2）年は307戸で、2015（平成27）年と比較すると84戸減少している。特に専業農家数の減少が目立っている。

表 2-3-3 農家数及び経営耕地面積の推移

年次	農家数（戸）						就業人口（人）	経営耕地面積（ha）			
	総数	販売農家				自給農家		田	畑	樹園地	合計
		専業農家	兼業農家		兼業農家						
			総数	第1種							
2000（H12）	533	95	309	68	241	129	1,460	260	39	40	339
2005（H17）	501	108	251	57	194	142	950	215	26	31	272
2010（H22）	460	78	237	49	188	145	811	217	28	28	273
2015（H27）	391	65	217	40	177	109	424	230	19	25	274
2020（R2）	307	53	151	12	139	103	268	175	16	16	215

資料：第5次門川町長期総合計画（後期計画）、みやざき統計ボックス、農林業センサス

#### (2) 林業

本町の林業は、林業採算性の悪化及び林業担い手不足と高齢化等により、持続的な森林経営や森林の適正な維持管理が困難な状況となっている。

このため、林業生産活動が停滞し、除間伐等の森林整備に必要な森林施業にも影響がでている。

#### (3) 水産業

本町の水産業のうち、海面漁業については、庵川漁協と門川漁協の2漁協があり、沿岸漁業を主とした漁業形態である。また、門川湾内においては、タイ、カンパチ、シマアジなどの養殖漁業が営まれている。

水揚数量・水揚金額の推移は、表 2-3-4 及び図 2-3-3 に示すとおりであり、漁獲量・漁獲高は、2015（平成27）年は若干増加しているが、全体として減少傾向にある。漁業就業者についても同様にやや減少傾向にあり、高齢化や後継者不足が深刻な問題となっている。

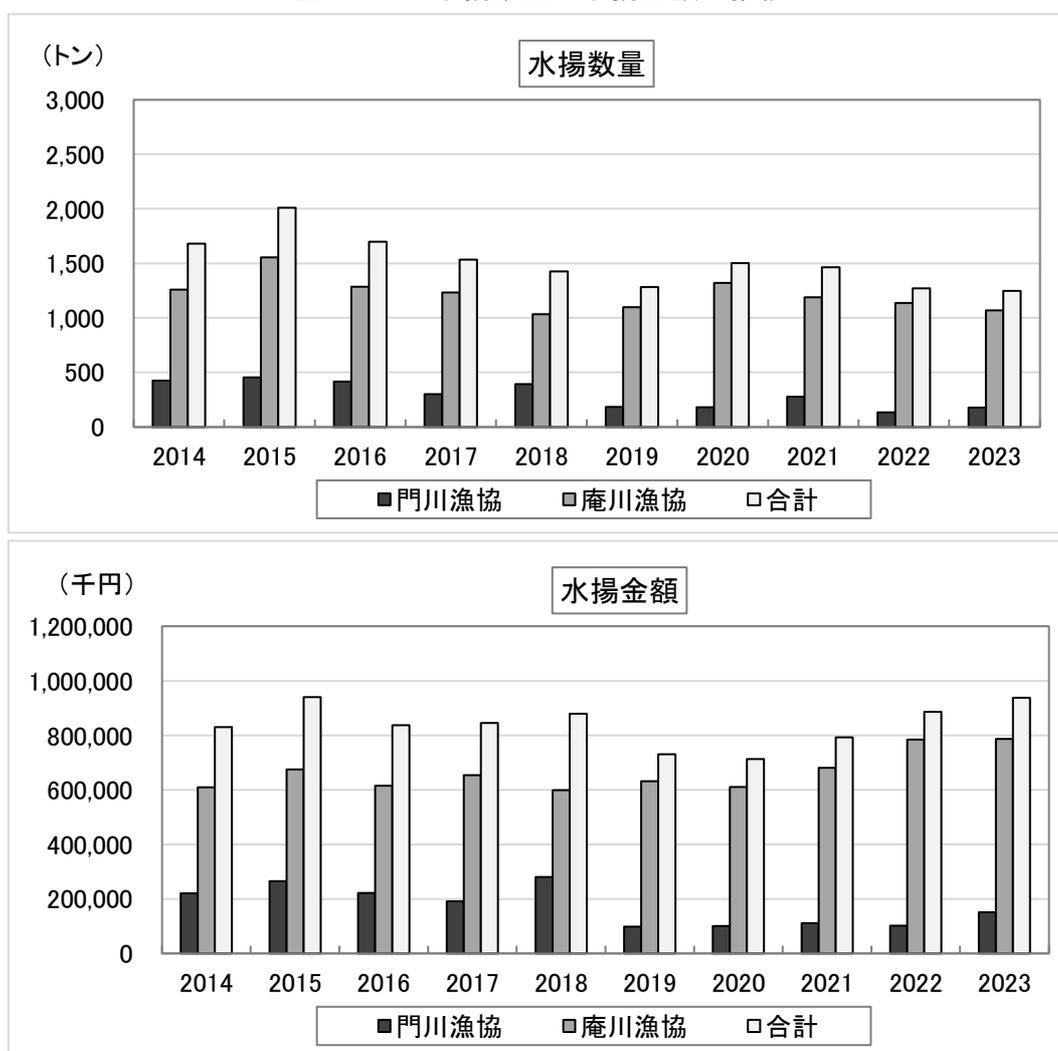
一方、内水面漁業においては五十鈴川漁協があり、組合員が共同して魚類の繁殖保護を図るため、稚魚の放流に努めるとともに河川の清浄化を図っているが、近年の都市化に伴い、生活雑排水の河川への流入が水質汚濁の主要因になっていることから、更なる環境対策が必要となっている。

表 2-3-4 水揚数量・水揚金額の推移

年次	水揚数量 (トン)			水揚金額 (千円)		
	門川漁協	庵川漁協	合計	門川漁協	庵川漁協	合計
2014 (H26)	423	1,258	1,681	220,346	609,863	830,209
2015 (H27)	454	1,556	2,010	265,411	675,222	940,633
2016 (H28)	415	1,285	1,700	221,587	615,733	837,320
2017 (H29)	302	1,232	1,534	191,698	654,199	845,897
2018 (H30)	391	1,034	1,425	279,859	599,486	879,345
2019 (R1)	184	1,099	1,283	98,564	631,621	730,185
2020 (R2)	181	1,321	1,502	101,334	611,112	712,446
2021 (R3)	276	1,189	1,465	111,630	681,478	793,108
2022 (R4)	134	1,136	1,270	102,146	784,515	886,661
2023 (R5)	178	1,070	1,248	151,764	786,433	938,197

資料: 門川町統計書

図 2-3-3 水揚数量・水揚金額の推移



#### 4. 商業

本町の商業は、これまで人口増加や企業誘致などによって、消費人口は増加傾向にあったが、少子高齢化や人口減少に伴い、現在では減少傾向にある。また、延岡市、日向市の2つの経済商業圏に挟まれ、道路網の整備などを背景にした商圈の広域化や、両市に広大な駐車スペースを持つ大型店舗の立地増などにより、本町消費需要のさらなる流出が懸念されている。

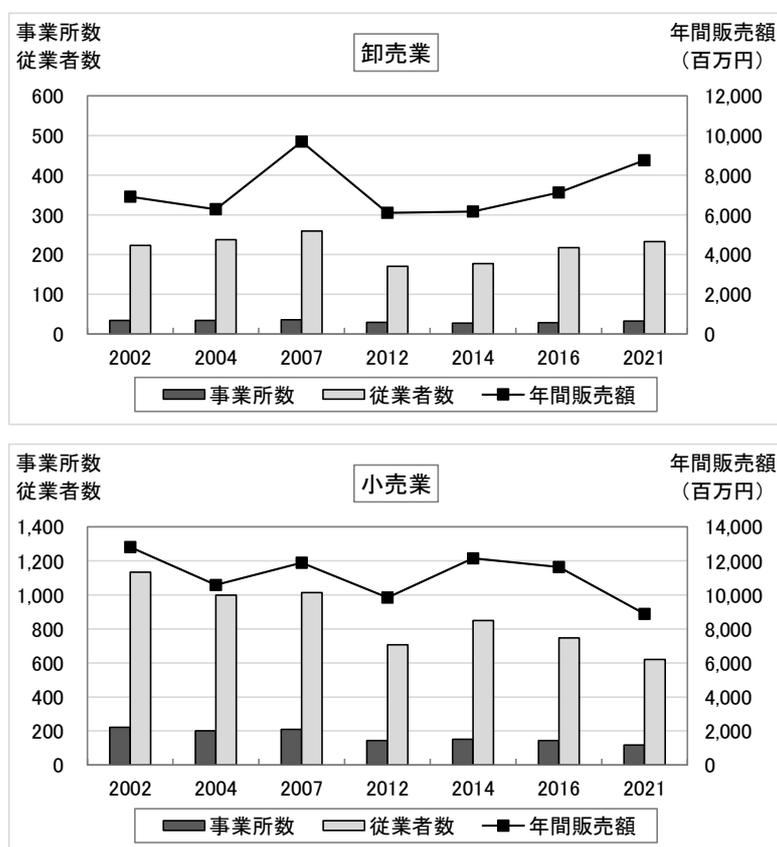
卸売業・小売業の事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移は、表 2-3-5 及び図 2-3-4 に示すとおりであり、近年の傾向として、卸売業は増加傾向、小売業はやや減少する傾向で推移している。

表 2-3-5 卸売業・小売業の推移

年次	卸 売 業			小 売 業		
	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
2002 (H14)	34	223	6,910	222	1,134	12,808
2004 (H16)	34	237	6,274	200	999	10,592
2007 (H19)	35	259	9,688	209	1,014	11,889
2012 (H24)	29	170	6,095	143	706	9,851
2014 (H26)	27	177	6,162	151	849	12,145
2016 (H28)	28	217	7,115	144	747	11,643
2021 (R3)	32	233	8,749	118	620	8,889

資料：商業統計調査、経済センサス

図 2-3-4 卸売業・小売業の推移



## 5. 観光・サービス業

本町の観光産業は、令和2年3月に定められた観光ビジネスプランにおいて、温暖で豊かな自然環境に恵まれた観光資源を活用した観光振興の充実を図っていくこととしており、かどがわ温泉「心の杜」、乙島など既存の観光資源をベースに、さまざまなソフト施策を図っていくと同時に、滞在・宿泊環境や交通アクセスの向上などハード面での整備・充実を図っていくことで、観光客の満足度を高めていく取組が求められている。

併せて、国の天然記念物であり、町の鳥でもある「カンムリウミスズメ」は、繁殖期には枇榔島周辺の海上に約6,600羽が生息しており、世界の約半数にあたる数であることから観光面での推進策としての活用が期待される。

観光入込客数の推移は、表2-3-6に示すとおりで、新型コロナウイルス感染症の流行により観光客数が一時的に大きく減少している。2024（令和6）年は173,860人（うち県外客9,634人）であり、前年の162,317人（うち県外客7,508人）と比較すると、7.1%増加している。

表 2-3-6 観光入込客数の推移

年次	県外客 (人)		県内客 (人)		合計 (人)	
		前年比		前年比		前年比
2015 (H27)	8,322	138.4%	270,481	178.7%	278,803	177.2%
2016 (H28)	4,930	59.2%	228,323	84.4%	233,253	83.7%
2017 (H29)	10,770	218.5%	225,737	98.9%	236,507	101.4%
2018 (H30)	9,802	91.0%	188,558	83.5%	198,360	83.9%
2019 (R1)	7,809	79.7%	190,031	100.8%	197,840	99.7%
2020 (R2)	3,390	43.4%	111,472	58.7%	114,862	58.1%
2021 (R3)	2,466	72.7%	103,880	93.2%	106,346	92.6%
2022 (R4)	4,078	165.4%	117,951	113.5%	122,029	114.7%
2023 (R5)	7,508	184.1%	154,809	131.2%	162,317	133.0%
2024 (R6)	9,634	128.3%	164,226	106.1%	173,860	107.1%

資料：宮崎県観光入込客統計調査結果

第4節 都市環境

1. 土地利用

本町の土地利用状況は、表 2-4-1、図 2-4-1 及び図 2-4-2 に示すとおりである。都市計画区域面積 1,879ha のうち、山林が 46.6%を占め、住宅用地が 10.8%、農地が 14.4%、その他の自然地在が 6.8%となっている。

表 2-4-1 土地利用別面積

土地利用区分		都市計画区域						
		市街化区域		市街化調整区域		合計		
		面積	比率	面積	比率	面積	比率	
自然的 土地 利用	農地	田	13.3 ha	2.6 %	127.5 ha	9.4 %	140.8 ha	7.5 %
		畑	30.3 ha	5.9 %	98.8 ha	7.3 %	129.1 ha	6.9 %
			43.6 ha	8.4 %	226.3 ha	16.6 %	269.9 ha	14.4 %
	山林	32.6 ha	6.3 %	842.3 ha	61.8 %	874.9 ha	46.6 %	
	水面	8.1 ha	1.6 %	24.3 ha	1.8 %	32.4 ha	1.7 %	
	その他の自然地在	28.0 ha	5.4 %	100.7 ha	7.4 %	128.7 ha	6.8 %	
	小計	112.3 ha	21.7 %	1,193.6 ha	87.6 %	1,305.9 ha	69.5 %	
都市的 土地 利用	宅地	住宅用地	172.1 ha	33.3 %	31.0 ha	2.3 %	203.1 ha	10.8 %
		商業用地	32.6 ha	6.3 %	3.4 ha	0.2 %	36.0 ha	1.9 %
		工業用地	14.4 ha	2.8 %	7.0 ha	0.5 %	21.4 ha	1.1 %
			219.1 ha	42.4 %	41.4 ha	3.0 %	260.5 ha	13.9 %
	公共・公益施設用地	52.0 ha	10.1 %	13.8 ha	1.0 %	65.8 ha	3.5 %	
	道路用地	82.9 ha	16.0 %	49.6 ha	3.6 %	132.5 ha	7.1 %	
	交通施設用地	10.1 ha	2.0 %	2.1 ha	0.2 %	12.2 ha	0.6 %	
	その他の公的施設用地	0.0 ha	0.0 %	0.0 ha	0.0 %	0.0 ha	0.0 %	
	その他の空地	40.6 ha	7.9 %	61.5 ha	4.5 %	102.1 ha	5.4 %	
	小計	404.7 ha	78.3 %	168.4 ha	12.4 %	573.1 ha	30.5 %	
合計		517 ha	100.0 %	1,362 ha	100.0 %	1,879 ha	100.0 %	

出典: 宮崎県都市計画基礎調査

図 2-4-1 土地利用別面積比率

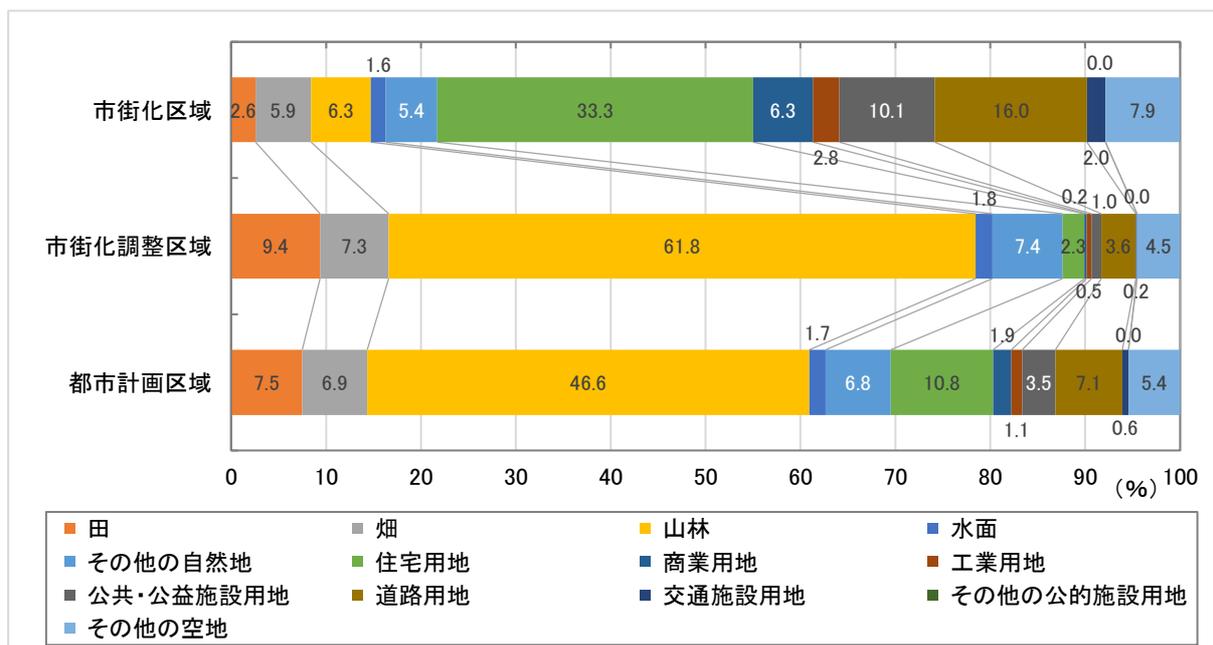
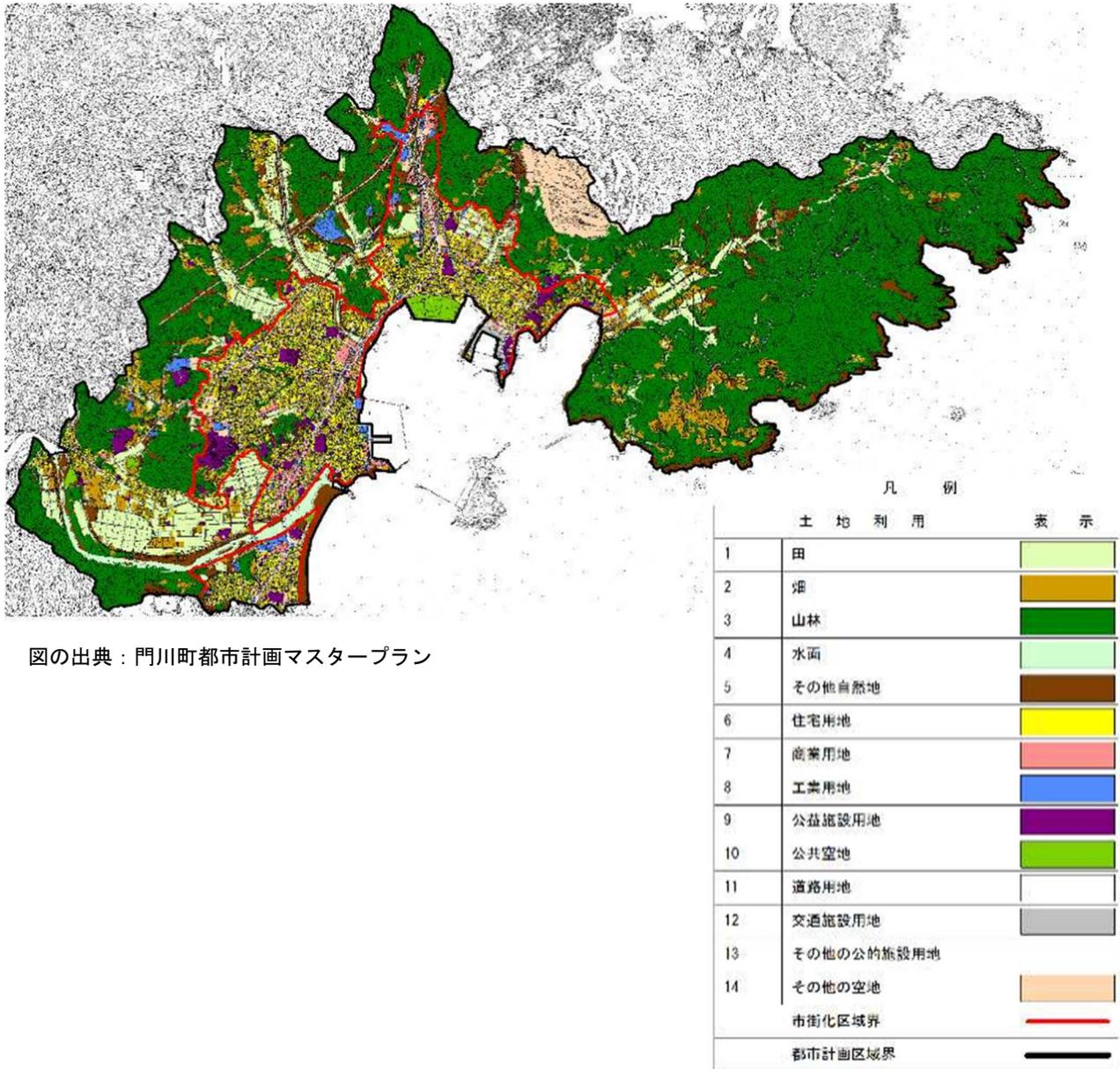


図 2-4-2 土地利用現況図



図の出典：門川町都市計画マスタープラン

## 第2章 地域の概要

### 2. 都市計画

本町の都市計画の現況は、表 2-4-2 及び図 2-4-3 に示すとおりである。都市計画区域面積は 1,879ha で、町全面積の 15.6%を占めている。このうち、市街化区域は 517ha、市街化調整区域は 1,362ha であり、市街化区域については用途地域が定められ、住宅地、商業地、工業地等の各用途に区分されている。

表 2-4-2 都市計画の現状

区分		規模		最終指定年月日
都市計画区域		1,879 ha		昭和56年7月3日
市街化区域		517 ha		平成11年1月11日
用途地域	第一種低層住居専用地域	46.3 ha	9.0 %	
	第二種低層住居専用地域	- ha	- %	
	第一種中高層住居専用地域	71.0 ha	13.7 %	
	第二種中高層住居専用地域	69.0 ha	13.3 %	
	第一種住居地域	110.3 ha	21.3 %	
	第二種住居地域	68.0 ha	13.2 %	
	準住居地域	- ha	- %	
	近隣商業地域	26.0 ha	5.0 %	
	商業地域	23.0 ha	4.4 %	
	準工業地域	79.3 ha	15.3 %	
工業地域	24.0 ha	4.6 %		
工業専用地域	- ha	- %		
生産緑地地区		2.1 ha		平成13年10月29日
市街化調整区域		1,362 ha		平成11年1月11日

資料：門川町都市計画マスタープラン

(注)用途地域の割合は、四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。



### 3. 都市施設等

#### (1) 上水道

本町の上水道事業は、昭和28年に簡易水道の認可を受け、計画給水人口4,950人、計画1日最大給水量743m<sup>3</sup>の施設を整備し、昭和30年4月から学校、病院、事業所等と一般家庭へ給水を開始してきたが、年々増加する人口や給水量に対応するため、昭和44年1月に上水道の認可を受け、以来4次の拡張事業を経て今日に至っている。

2024（令和6）年度現在における上水道整備状況は、表2-4-3に示すとおりである。

表2-4-3 上水道整備状況（2024（令和6）年度）

項目	事業区分	上水道事業	簡易水道事業 (上井野・大原地区)
	給水区域面積 (km <sup>2</sup> )		11.88
計画給水人口 (人)		17,000	491
町人口に対する普及率 (%)		96.06	1.03
給水人口 (人)		16,253	175
給水戸数 (戸)		7,479	118
計画一日最大給水量 (m <sup>3</sup> )		10,000	260

資料:門川町環境水道課

#### (2) 工業用水

本町では、工業用水は整備されていない。

#### (3) 下水道

本町では、公共下水道は整備されていない。

都市下水路の現況については、表2-4-4に示すとおりである。

表2-4-4 都市下水路の現況

名称	延長 (m)	集水面積 (ha)	備考
宮ヶ原都市下水路	1,600	71.0	整備済
本村都市下水路	600	38.0	整備済
本町都市下水路	1,080	51.0	整備済
深迫都市下水路	135	18.0	整備済
白方都市下水路	500	30.0	整備済
皿山田都市下水路	556	32.0	整備済
宮ノ口都市下水路	410	35.0	整備済
西又都市下水路	256	49.0	整備済
平城都市下水路	230	32.0	整備済
南町都市下水路	1,370	33.0	整備済

資料:門川町都市計画マスタープラン

## (4) 一般廃棄物処理施設

本町には、一般廃棄物処理施設として、し尿処理施設、資源ごみ保管施設（ストックヤード）を有している。なお、可燃ごみについては日向東臼杵広域連合の焼却施設で処理を行っている。

## (5) 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物は、排出事業者が個別に産業廃棄物処理業者に依頼して処理を行っている。

## (6) 公園・緑地等

本町の公園整備状況は、表 2-4-5 に示すとおりであり、平成 28 年 3 月 31 日現在で 26 箇所（面積 21.42ha）の都市公園が整備されている。町民 1 人の公園面積は約 12m<sup>2</sup>となっている。

表 2-4-5 都市公園の整備状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

番号	公園名	面積(ha)	摘要	町全体	都市計画区域	市街化区域
1	上の町街区公園	0.20	整備済	(17,379)人 11.62 m <sup>2</sup> /人	(16,719)人 12.08 m <sup>2</sup> /人	(15,398)人 13.11 m <sup>2</sup> /人
2	中須街区公園	0.27	整備済			
3	本町街区公園	0.22	整備済			
4	平城街区公園	0.57	整備済			
5	中央街区公園	0.53	整備済			
6	東栄町街区公園	0.28	整備済			
7	西栄町第1街区公園	0.26	整備済			
8	加草街区公園	0.11	整備済			
9	栄ヶ丘街区公園	0.15	整備済			
10	西栄町第2街区公園	0.18	整備済			
11	宮ヶ原第1街区公園	0.26	整備済			
12	宮ヶ原第2街区公園	0.44	整備済			
13	北宮ヶ原街区公園	0.25	整備済			
14	庵川西街区公園	0.20	整備済			
15	南町第1街区公園	0.15	整備済			
16	南町第2街区公園	0.14	整備済			
17	南町第3街区公園	0.10	整備済			
18	愛宕山街区公園	0.21	整備済			
19	南ヶ丘街区公園	0.17	整備済			
20	庵川西近隣公園	1.00	整備済			
21	南町近隣公園	1.00	整備済			
22	ふれあい多目的広場	3.20	整備済			
23	門川海浜総合公園	10.30	整備済			
24	平城近隣公園	—	整備済			
25	須賀崎街区公園	—	整備済			
26	城ヶ丘街区公園	—	整備済			
合計		20.19				

資料：門川町 都市計画マスタープラン

## 第5節 生活排水処理施設整備状況

### 1. 下水道の整備状況

本町では、公共下水道は現在整備されていない。

### 2. し尿処理施設の整備状況

#### (1) 既存のし尿処理施設

本町のし尿処理施設は、昭和56年3月に竣工した門川町衛生センターである。衛生センターは、2025年（令和7年）度末で稼動開始から45年を経過することになり、経年的な損傷が施設全体に及んでいる状況である。し尿処理施設の整備状況を、表2-5-1に示す。

表 2-5-1 し尿処理施設の整備状況

施設名	門川町衛生センター
施設所管	門川町
施設所在地	門川町大字門川尾末 2998-1
計画処理能力	40kL/日（し尿：28kL/日、浄化槽汚泥：12kL/日）
竣工	昭和56年3月
敷地面積	6,200m <sup>2</sup>
処理方式	水処理：標準脱窒素処理方式＋高度処理 汚泥処理：脱水→乾燥→焼却 脱臭処理：高濃度臭気→燃焼脱臭（焼却炉停止時は低濃度系へ） 低濃度臭気→水・アルカリ洗浄
放流先	府内川（五十鈴川流域）

資料：門川町衛生センター精密機能検査報告書（令和2年2月）

#### (2) 建設中のし尿処理施設

既存のし尿処理施設の老朽化対策として、2027（令和9）年4月稼動予定の新しいし尿処理施設を建設中である。

新しいし尿処理施設は、搬入されたし尿・浄化槽汚泥の適正処理に加え、高効率脱水機を採用することにより、水処理工程から発生する汚泥の資源化にも配慮した施設となっている。

### 3. 農業集落排水施設の整備状況

本町では、農業集落排水施設は現在整備されていない。

## 4. 漁業集落排水施設の整備状況

本町では、上納屋地区及び尾末東地区において、漁業集落環境整備事業を進める中で、漁港及び周辺の公共用水域の水質浄化を目的として汚水処理施設が整備されているが、稼働後 37 年を経過しており、施設自体の老朽化が進行している状況にある。

また、これらの施設は生活雑排水のみを処理対象とした処理施設であり、し尿についてはくみ取りあるいは単独浄化槽、合併処理浄化槽にて処理を行っている。したがって、本計画では、処理区域は浄化槽計画区域として分類する。

漁業集落排水施設の整備状況を、表 2-5-2 及び図 2-5-1 に示す。

表 2-5-2 漁業集落排水施設の整備状況

処 理 区	上納屋地区	尾末東地区
事 業 名	漁業集落環境整備事業	生活排水処理施設事業
流 域 名	門川湾	門川湾
関係集落数	1	1
処 理 区 数	1	1
計画処理人口	2,630 人	1,240 人
工 期 年 度	昭和 62 年	昭和 62 年

## 5. コミュニティ・プラントの整備状況

本町では、コミュニティ・プラントは現在整備されていない。

## 6. 合併処理浄化槽の整備状況

本町における合併処理浄化槽の整備状況は、表 2-5-3 に示すとおりである。

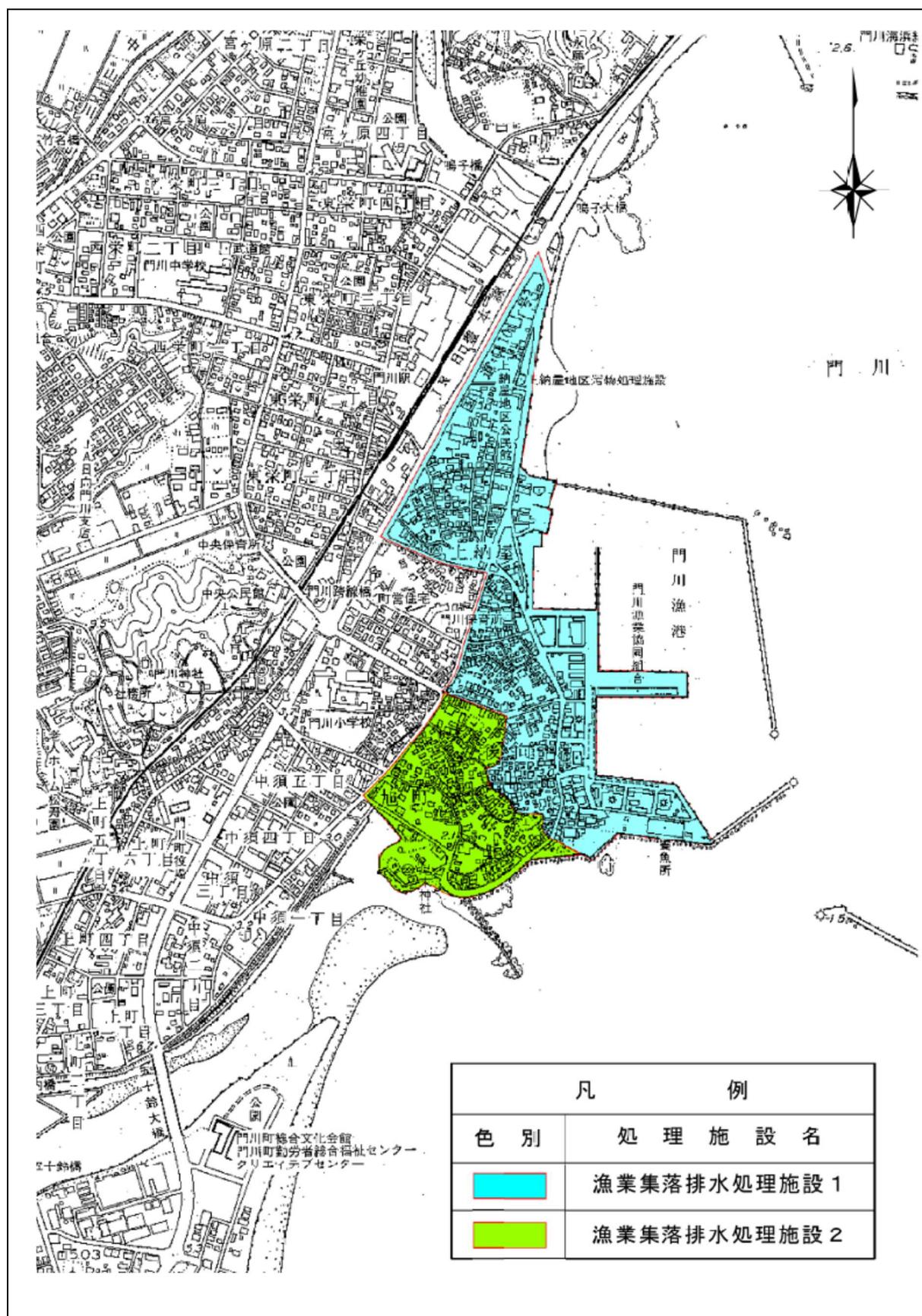
なお、南ヶ丘団地造成時に、民間設置型の大型合併処理浄化槽（1, 100 人槽）が設置されている。図 2-5-2 に大型合併処理浄化槽整備状況図を示す。

表 2-5-3 合併処理浄化槽の整備状況

—	人槽 区分	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	計
合併処理 浄化槽 設置基数 (単位:基)	5人槽	69	91	75	87	70	392
	6～7人槽	17	26	16	16	12	87
	8～10人槽	5	6	3	5	4	23
	11～20人槽	1	0	1	4	1	7
	21～30人槽	1	0	2	0	0	3
	31～50人槽	0	0	2	0	1	3
	51人槽以上	2	0	0	0	0	2
	合計	95	123	99	112	88	517

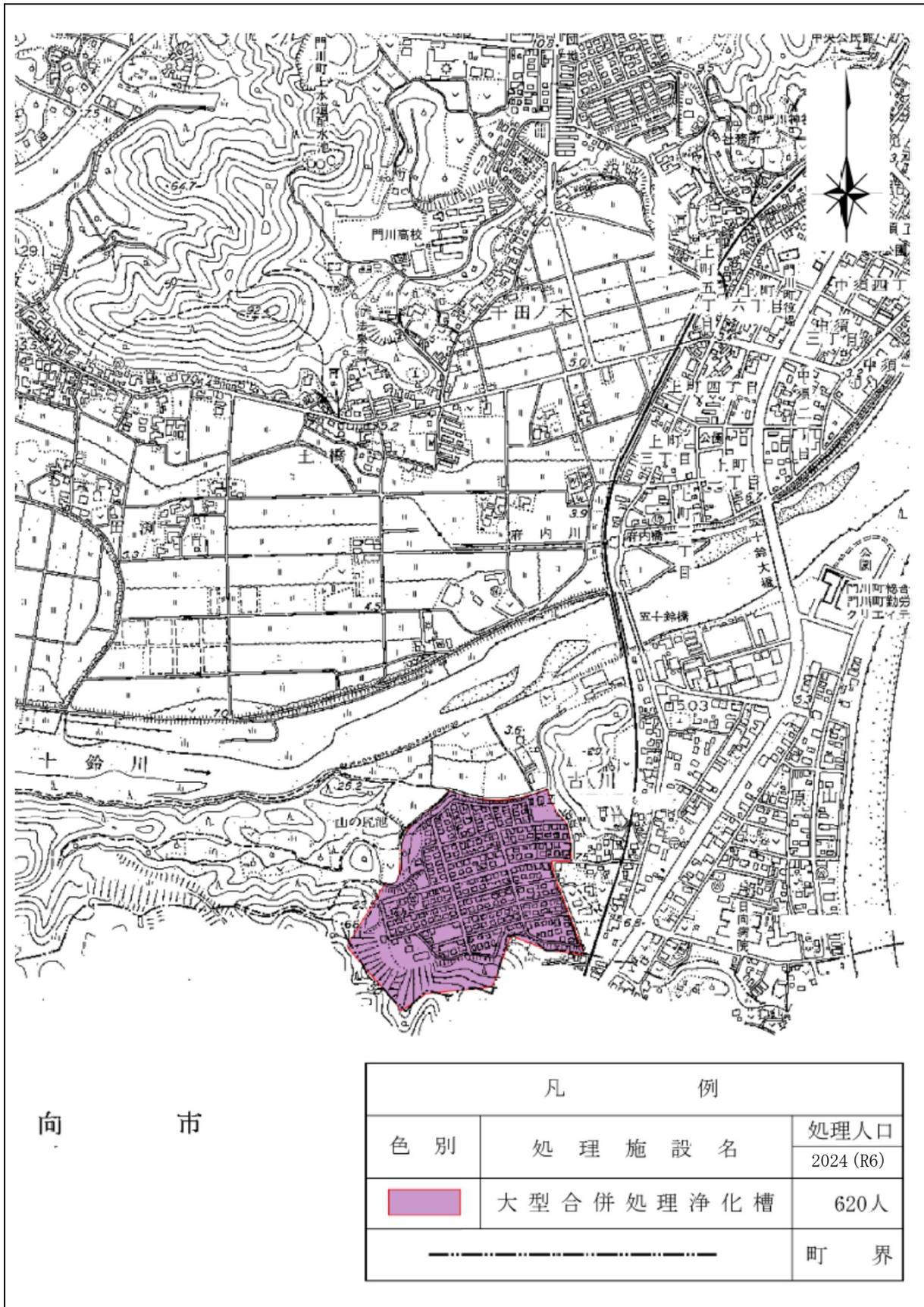
資料:門川町環境水道課

図 2-5-1 漁業集落排水事業整備状況図



図の出典：第3次計画

図 2-5-2 大型合併処理浄化槽整備状況図



図の出典：第3次計画

第6節 水質の現状及び動向

1. 環境基準の設定状況

本町における水域ごとの環境基準の類型指定状況は、表 2-6-1 及び図 2-6-1 に示すとおりである。また、河川及び海域における環境基準をそれぞれ表 2-6-2、表 2-6-3 に示す。

表 2-6-1 門川町に係る水域の環境基準の類型指定

区分	水 域		該当 類型	達成 期間	当初の指定 又は 最終見直し 年月日
河川 域	五十鈴川 水系	五十鈴川 (五十鈴川に流入する津々良川、三ヶ瀬川等の河川を含む。)	A	イ	昭和52年 2月25日
	鳴子川 水系	鳴子川 (鳴子川に流入する中山川等の河川を含む。)	A	ロ	昭和62年 4月1日
海 域	日豊海岸 地先水域	日豊海岸国立公園地先海域(浦城湾を含む。)	海域A	イ	昭和52年 2月25日
	尾末湾 水 域	(余島防波堤(計画されているものを含む。)、同防波堤 細島港(甲)北端と日向市と門川町の陸岸の境界点を結ぶ線及び 陸岸により囲まれた海域)	海域B	イ	昭和52年 2月25日
		尾末湾 (細島港、門川漁港及び日豊海岸国立公園地先海域に 係る海域を除く尾末湾)	海域A	イ	

資料:宮崎県環境白書

備考:達成期間の イ:直ちに達成

ロ:5年以内で可及的速やかに達成

ハ:5年を超える期間で可及的速やかに達成

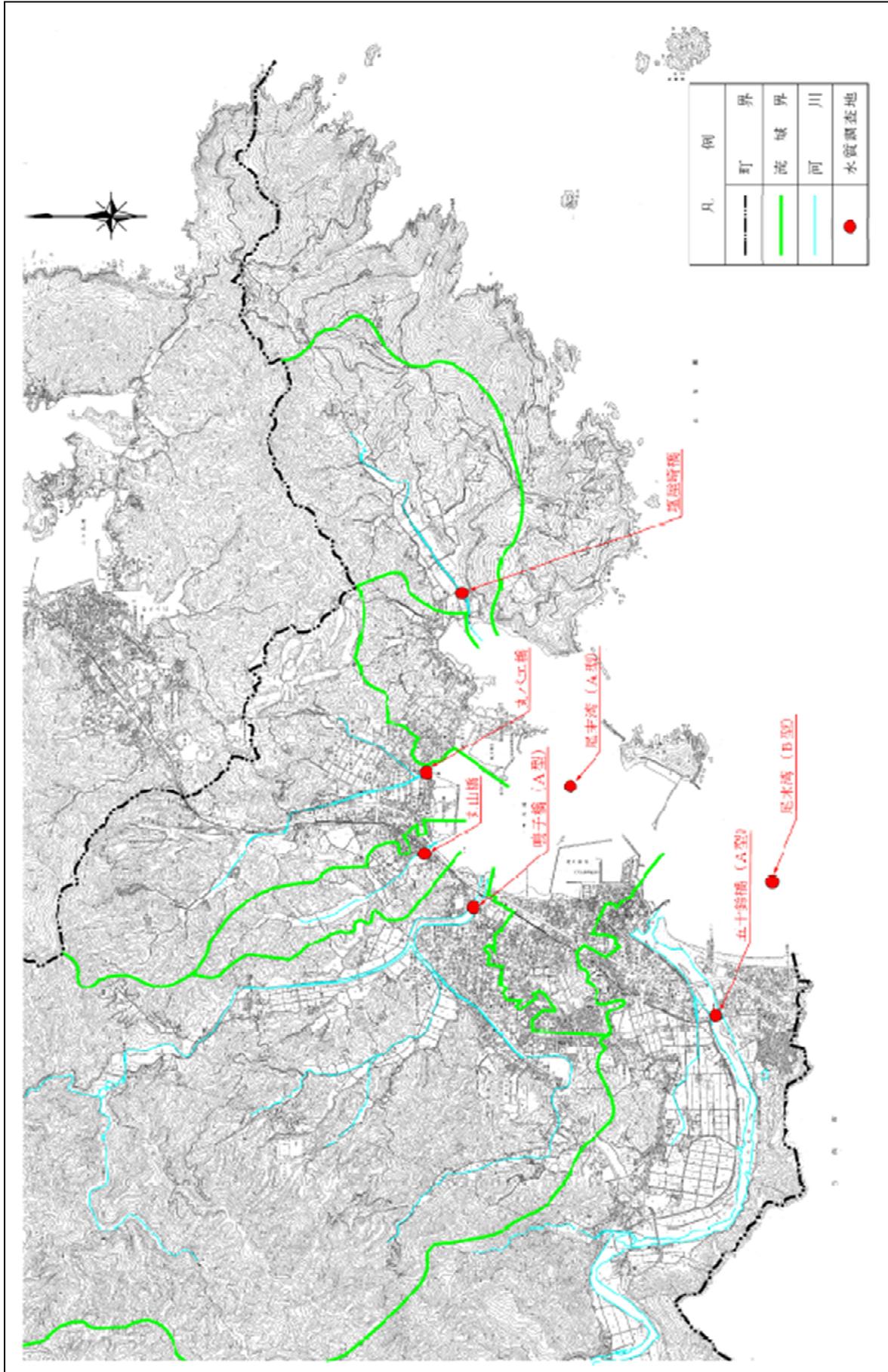


図 2-6-1 環境基準点等位置図

図の出典：第3次計画

表 2-6-2 河川における環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	200CFU/100mL 以下
A	水道2級・水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

資料：宮崎県環境白書

備考：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

“ 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

“ 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

“ 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

“ 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

“ 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

“ 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 2-6-3 海域における環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級・水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

資料：宮崎県環境白書

1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数の基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データとその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目(nは日間平均値のデータ数)のデータ値(0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする。

2 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。

3 水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌1,000CFU/100ml以下とする。

4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質及び大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

備考：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

“ 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

2. 水質の現状及び動向

本町の各流域における水質の推移は、表 2-6-4 及び図 2-6-2 に示すとおりであり、すべての流域でA類型環境基準を達成しており、良好な水質が保たれている。

表 2-6-4 各流域の水質の推移

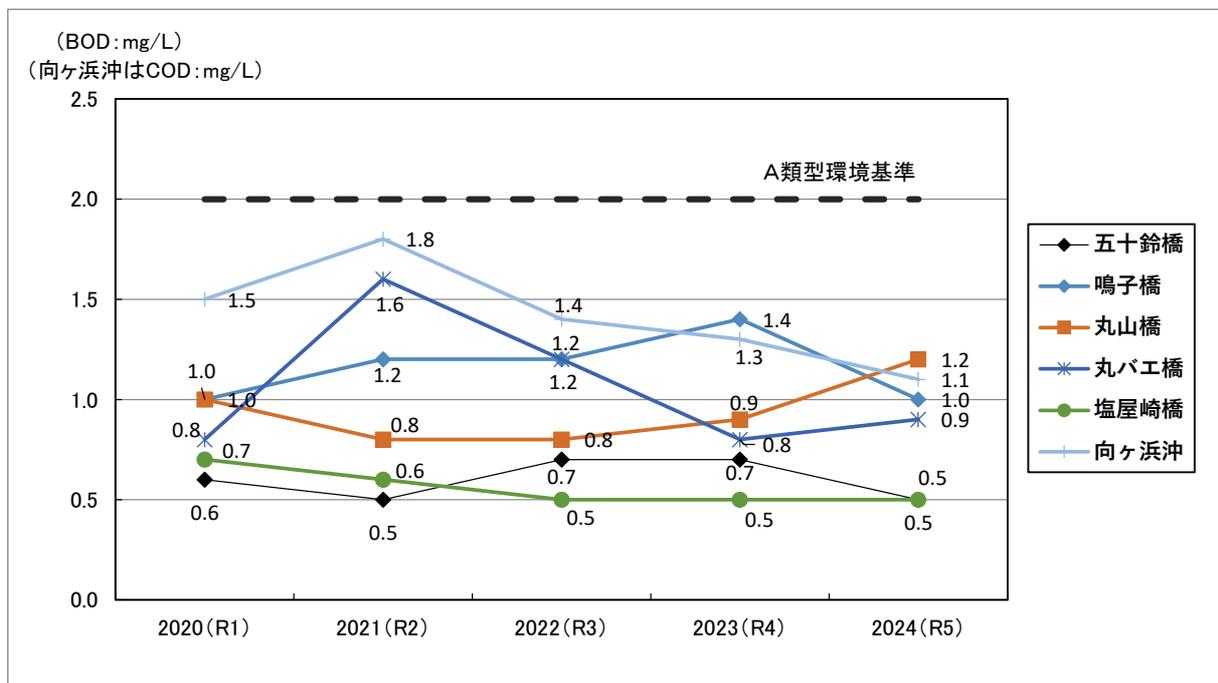
水域名	(測定点)	類型	2020 (R1)	2021 (R2)	2022 (R3)	2023 (R4)	2024 (R5)	単位
五十鈴川	(五十鈴橋)	A	0.6	0.7	0.7	0.7	0.5	mg/L
鳴子川	(鳴子橋)	A	1.0	1.2	1.2	1.4	1.0	mg/L
丸山川	(丸山橋)	A	1.0	0.8	0.8	0.9	1.2	mg/L
丸バエ川	(丸バエ橋)	A	0.8	1.6	1.2	0.8	0.9	mg/L
新川	(塩屋崎橋)	A	0.7	0.6	0.7	<0.5	0.7	mg/L
門川湾	(向ヶ浜沖)	A	1.5	1.8	1.4	1.3	1.1	mg/L

備考1: 河川についてはBOD75%値。門川湾はCOD75%値。

2: 五十鈴川、鳴子川、門川湾については宮崎県環境白書より。

3: 丸山川、丸バエ川、新川については門川町環境水道課による水質調査結果(各年10月調査結果)より。

図 2-6-2 各流域における水質の経年変化



備考: 下限値未満 (<0.5mg/L) の場合は「0.5」と表示

### 3. 排出汚濁負荷量

#### (1) 生活排水の排出状況

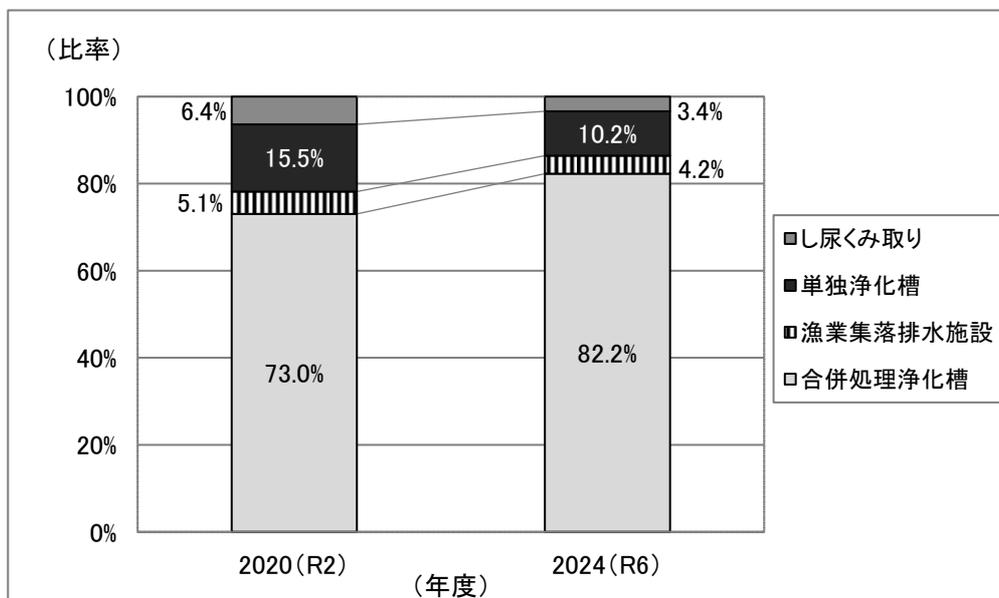
生活排水処理人口は、表 2-6-5 及び図 2-6-3 に示すとおりである。し尿（水洗トイレ排水）と生活雑排水を合わせて処理している人口（水洗化・生活雑排水処理人口）は、合併処理浄化槽の普及に伴って増加しており、生活雑排水が未処理となっている人口（単独浄化槽人口、し尿くみ取り人口）は減少している。

その結果、生活排水処理率（計画処理区域内人口に対する水洗化・生活雑排水処理人口の割合）は向上しており、2024（令和 6）年度には 86.4%となっている。

表 2-6-5 生活排水処理人口

年度	行政区域 内人口 (人)	計画処理 区域内 人口 (人)	水洗化・生活雑排水処理人口					水洗化・ 生活雑排 水未処理 (人)	し尿 くみ取り (人)	生活排水 処理率
			公共 下水道 (人)	コミュニティー プラント (人)	合併処理 浄化槽 (人)	漁業集落 排水 (人)	C=D~G (人)			
A	B=A	C=D~G	D	E	F	G	H=A-C-I	I	C/A	
2020 (R2)	17,754	17,754	13,873	0	0	12,968	905	2,753	1,128	78.1%
2021 (R3)	17,472	17,472	14,240	0	0	13,393	847	2,421	811	81.5%
2022 (R4)	17,288	17,288	14,471	0	0	13,670	801	2,110	707	83.7%
2023 (R5)	17,065	17,065	14,431	0	0	13,687	744	1,972	662	84.6%
2024 (R6)	16,919	16,919	14,622	0	0	13,912	710	1,720	577	86.4%

図 2-6-3 生活排水処理人口の割合



## (2) 生活排水に係る排出汚濁負荷量

生活排水に係る排出汚濁負荷量は、表 2-6-6 に示すとおりである。2024（令和 6）年度においては町全域で 126.72kg/日と試算されている。

表 2-6-6 生活排水に係る排出汚濁負荷量

区分	項目	負荷量 原単位 (g/kL)	2024 (R6)		備考	
			処理量 (kL/日)	負荷量 (kg/日)		
生活系	①し尿処理施設 衛生センター	5.6	20.4	0.11	原単位は2024年の実績による	
区分	項目	負荷量 原単位 (g/人・日)	2024 (R6)		備考	
			人口 (人)	負荷量 (kg/日)		
生活系	②合併処理浄化槽	4.0	13,912	55.65	生活排水原単位:40g/人・日 除去率:90%	
	③単独浄化槽	5.2	1,720	8.94	し尿由来:13g/人・日 除去率:60%	
	④生活雑排水	単独浄化槽世帯	27	1,720	46.44	生活雑排水由来:27g/人・日 (環境省浄化槽パンフレット)
		し尿くみ取り世帯	27	577	15.58	
	小計		-	-	126.61	
合計		-	-	126.72	-	

## 第2章 地域の概要

## 第3章 計画の目標



## 第3章 計画の目標

---

### 第1節 基本理念

近年、少子高齢化の進行や生活様式の変化、さらには地球環境問題の深刻化などにより、私たちの暮らしを取り巻く状況は大きく変化している。このような社会環境の変化のなかで、河川や海域といった公共用水域では水質の悪化が懸念されており、住民・行政・事業者が協力しながら生活排水への対策を適切に進め、良好な自然環境を将来に引き継いでいくことが求められている。

かつては、工場や事業所から排出される産業系排水が水質汚濁の主な原因であった。しかし、昭和51年に公害防止地域の指定を受けて以降、行政による監視体制の整備や事業者への指導が進んだことで、産業系排水による影響は大きく改善されてきた。その結果として、現在では一般家庭からの生活排水が水質悪化の主要因となっている。

生活排水対策としては、地域の実情に応じて公共下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽などの整備が進められている。本町においても、1992（平成4）年度に初版の生活排水対策総合基本計画を、2008（平成20）年度には第2次計画（平成28年度中間見直し）を策定し、これらを踏まえながら対策を推進してきた。その後、2020（令和2）年度には新たに第3次計画を策定し、合併処理浄化槽の普及促進や啓発活動等を継続して実施している。

その結果、2024（令和6）年度の生活排水処理率は86.4%に達しており、生活排水処理の状況は改善してきている。一方で約14%の生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ流入しており、水質汚濁の要因となっている現状は引き続き解決すべき課題である。

こうした状況を踏まえ、第6次門川町長期総合計画では、「日本一住みよい門川町」を将来像に掲げ、その実現に向けて「快適生活のまちづくり」を政策の柱としている。生活排水処理施設の整備を計画的に進めるとともに、住民への啓発活動を強化することにより、公共用水域の水質保全を図り、より良い生活環境の形成を目指すことを本計画における基本的な理念とする。

### 第2節 計画の目標設定

本計画に係る目標は、他の事業計画等との整合を図りつつ、財政状況や処理施設の耐用年数等を検討の上、目標及び目標年次を定める。生活排水対策の推進により、2030（令和12）年度に生活排水処理率88.5%が達成されるよう努めることとする。

### 第3章 計画の目標

## 第4章 生活排水処理施設整備計画



## 第4章 生活排水処理施設整備計画

---

### 第1節 生活排水処理施設の整備事業の検討

#### 1. 生活排水処理施設の整備事業

生活排水処理施設には、集合処理施設として「下水道」、「集落排水施設」、「コミュニティ・プラント」などがあり、個別処理施設として「浄化槽」がある。

これらの排水処理施設は設置の根拠となる法律が異なっており、下水道は「下水道法」、集落排水施設や浄化槽は「浄化槽法」、コミュニティ・プラントは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」を根拠としている。

また、所管省庁も異なっており、国土交通省、農林水産省、環境省が所管する事業に対しては国の補助（交付金）制度があり、総務省が所管する事業は地方単独事業として実施し、地方交付税措置が講じられる。それぞれの事業概要を表 4-1-1 に示す。

本町では第2次計画中間見直し時に集合処理と個別処理の経済性比較を行い、浄化槽事業が公共下水道事業に比べてはるかに安価であることを確認して個別処理（浄化槽事業）を選択、実施してきており、生活排水処理率が着実に上昇（令和6年度実績：86.4%）しているという実績も得られている。今回の見直しでも浄化槽事業により生活排水対策を推進していく方針とする。

表 4-1-1 生活排水処理施設の整備事業の概要

処理区分	法区分	施設区分	種別	所管省	事業主体	採択要件等	
						事業内容、事業対象地域	規模(計画人口等)
集合処理	下水道法	下水道	流域下水道	国土交通省	都道府県	2以上の市町村の下水を排除し処理する広域的な下水道で、都道府県が設置・管理する幹線管渠と終末処理場の基幹施設からなる。	原則10万人以上、または5万人かつ3市町村以上
					市町村	都市計画区域内の主として市街地における下水を排除し、または処理する下水道で市町村が管理するもの。	
					市町村	市町村が独自で終末処理場を有するもの。	制限なし
					市町村	市町村独自では終末処理場を持たず、都道府県の流域下水道幹線へ接続し、その処理を委ねるもの。	
					市町村	市街化区域以外の農山漁村や自然保護を必要とする地域の水質保全のために実施する下水道。	1,000～10,000人程度
					市町村	上記のうち、水質保全上、緊急に整備を必要とする区域において実施するもの。	1,000人未満
					市町村、土地改良区等	農業振興地域における農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善を図る目的として、同地域内の集落において実施するもの。	原則として1,000人程度以下、20戸以上
					市町村	漁港法により指定された漁港の背後集落における生活環境の改善を目的に実施するもの。	100人～5,000人程度
					市町村、森林組合等	農業振興地域、森林整備市町村等の生活環境基盤の整備を促進する目的として、同地域内の集落において実施するもの。	原則として1,000人程度以下、20戸以上
					市町村、農業協同組合等	中山間地域の活性化と定住促進を図る目的として振興山村地域(山村振興法により指定)等において実施するもの。	住宅戸数3戸以上20戸未満
個別処理	浄化槽法	浄化槽	小規模集合排水処理施設	総務省(地方単独事業)	市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、小規模なものの整備促進を図るもの。ただし、農業振興地域においては、農業集落排水事業の対象とならないものを整備するもの。	原則として2戸以上20戸未満 ただし処理対象全体で10戸以上整備	
			コミュニティ・プラント	環境省	市町村が地域し尿処理施設を設置し、し尿と雑排水を合わせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るもの。	101人～30,000人	
			浄化槽設置整備事業(個人設置型)	環境省	下水道等の計画区域外で個人などが設置する際に市町村が補助して整備される。	制限なし(戸別に設置)	
個別処理	浄化槽法	浄化槽	浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)	環境省	下水道等の計画区域外で生活排水対策の緊急性が高い地域等において市町村が設置主体となって整備される。	原則として20戸以上(一定区域内の全戸)	
			個別排水処理施設整備事業	総務省(地方単独事業)	①集合処理区域の周辺地域や②浄化槽市町村整備推進事業の対象地域において、市町村が設置する浄化槽。	①年間20戸未満 ②年間10戸以上20戸未満	

資料:国土交通省ホームページ、下水道経営ハンドブック(ほか)

### 3. 浄化槽事業の概要

浄化槽事業には、「浄化槽設置整備事業（個人設置型）」と「浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）」の2種類がある。

#### (1) 浄化槽設置整備事業（個人設置型）

この事業は、市町村が計画的に浄化槽を整備し、し尿と生活雑排水を併せて処理することで、生活環境と公衆衛生の向上を目的とする。生活雑排水対策の必要性が高い地域で、浄化槽の新設や改築を行う住民に対し、市町村が補助を行う場合、国がその一部を助成する。単独浄化槽の撤去が必要な場合も対象になる。

##### 【メリット】

- ・住民の事情に応じて柔軟に整備できる。
- ・維持管理の責任が個人にあり、地元業者への発注が多く地域経済に寄与する。
- ・事業が単年度で整理でき、財政管理が健全に保てる。

##### 【デメリット】

- ・住民の設置費用負担が大きい。
- ・維持管理が不十分な例があり、法定検査の受検率も十分ではない。  
7条検査：宮崎県 98.8%、全国 94.9%  
11条検査：宮崎県 57.1%、全国 47.1%

#### (2) 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）

市町村が主体となり、地域単位で浄化槽を整備する方式。生活排水処理を早急に進める必要がある区域で国の助成を受けながら面的整備を行う。

##### 【メリット】

- ・住民負担が軽減され、整備が進みやすい。
- ・市町村が管理主体となり、維持管理と水質が安定する。
- ・面的整備が可能で、地区全体として効率的に生活排水対策を進められる。

##### 【デメリット】

- ・自治体の財政負担が大きくなる。
- ・用地取得が必要な場合がある。
- ・工事・管理には専門知識を持つ職員の育成が必要。
- ・未納が発生しても維持管理費を市町村が負担する必要がある。
- ・住民理解が得られないと事業が進まない。
- ・料金設定が難しく、不公平が生じる可能性がある。

#### 4. 採用事業

本町では町内全域で「浄化槽設置整備事業（個人設置型）」を採用しており、今後も引き続き推進する。

##### 【採用理由】

- ・住民の事情に合わせて柔軟に整備を促進できる。
- ・地域業者の活用により経済効果が期待できる。
- ・単年度で財政管理が可能。
- ・市町村設置型は町の財政負担や管理体制などの負担が大きい。

ただし、以下のデメリットを考慮し、整備を推進するため、設置に関して一定の補助を行いながら、維持管理に関して啓発を行っていくこととする。

- 設置者（住民）の設置時の費用負担が大きい。
- 法定検査の受検率が低い。

#### 5. その他

##### (1) 事業所排水等について

生活排水対策は、主に各家庭から排出される排水（台所排水、トイレ排水、風呂排水、洗濯排水）を対象としたものである。したがって、事業所排水等については、別途検討を行う必要がある。

##### 1) 事業所排水

事業所排水については「水質汚濁防止法」により排水に規制がかけられている。

##### 水質汚濁防止法の要旨

原則 50m<sup>3</sup>/日以上 of 排水量の工場・事業所からの排水は、BOD で最高 160mg/L、平均 120mg/L の水質を守らなければならない。

ただし、本町内には水産物加工場を含めて上記事項に該当しない小規模な事業所等多数立地している。

これらの事業所等についても、上記排水基準に準拠した排水処理施設設置を行うよう業界団体等の協力を求める必要がある。

##### 2) 水産施設

漁港の水揚げ場等の共同使用施設については、別途水産庁所管の補助事業採択について検討を行うことも考えられる。

(2) 漁業集落排水施設

現在稼動している漁業集落排水施設は、し尿以外の生活雑排水のみを対象としている。

そこで、施設の維持管理に努めながら、合併処理浄化槽普及率、人口減少、水産加工業者の減少を鑑み、区域内の排水処理について検討を行っていく。

## 第2節 生活排水処理施設整備の基本方針

本町は、第6次門川町長期総合計画において「日本一住みよい門川町」を目標に位置づけている。この目標の実現のため「快適生活のまちづくり」を政策の柱のひとつにし、住みやすさの基本となる環境の保全・生活基盤整備・安全の確保などを進め、快適なまちを目指している。

この目標達成のため、生活環境面では、生活排水対策として、地域の特性にあった生活排水処理施設の整備を計画的に推進するものとし、施設整備の基本方針を次のように定める。

### 生活排水処理施設整備の基本方針

- ① 本町全域(南ヶ丘団地を除く)において、引き続き、浄化槽設置整備事業(個人設置型)を推進することにより、生活排水対策を進める。
- ② 既に各家庭に設置されている浄化槽の維持管理については、管理者に浄化槽法に基づく保守点検・清掃の実施・定期点検を受けるなどの指導を徹底する。
- ③ 単独浄化槽を設置している家庭、あるいはし尿くみ取りの家庭については、合併処理浄化槽への転換を促進する。
- ④ 現在は助成対象となった浄化槽の大部分が窒素除去型浄化槽となっており、水環境の改善に寄与しているが、さらなる改善を目指して高度窒素除去型、高度窒素及び磷除去型についても普及促進を図る。
- ⑤ 浄化槽による生活排水処理に伴い発生する汚泥(浄化槽汚泥)は、引き続き門川町衛生センター及び現在建設中の新し尿処理施設で適正処理を行う。

第3節 生活排水処理人口

本町の生活排水処理人口は、表 4-3-1 に示すとおりである。生活雑排水対策の進捗により、目標年度（2030（令和 12）年度）において、生活排水処理率が 88.5%に達することを目標としている。

表 4-3-1 生活排水処理人口

一	年度	行政区域	計画処理	水洗化・生活雑排水処理人口					水洗化・	し尿	生活排水
		内人口	区域内	C=D~G	公共	コミュニティー	合併処理	漁業集落	生活雑排	くみ取り	
		(人)	人口		下水道	プラント	浄化槽	排水	水未処理	(人)	
A	B=A	D	E	F	G	H=A-C-I	I	C/A			
実績値	2020 (R2)	17,754	17,754	13,873	0	0	12,968	905	2,753	1,128	78.1%
	2021 (R3)	17,472	17,472	14,240	0	0	13,393	847	2,421	811	81.5%
	2022 (R4)	17,288	17,288	14,471	0	0	13,670	801	2,110	707	83.7%
	2023 (R5)	17,065	17,065	14,431	0	0	13,687	744	1,972	662	84.6%
	2024 (R6)	16,919	16,919	14,622	0	0	13,912	710	1,720	577	86.4%
推計値	2025 (R7)	16,699	16,699	14,486	0	0	13,826	660	1,657	556	86.8%
	2026 (R8)	16,504	16,504	14,375	0	0	13,757	618	1,594	535	87.1%
	2027 (R9)	16,309	16,309	14,270	0	0	13,693	577	1,527	512	87.5%
	2028 (R10)	16,114	16,114	14,164	0	0	13,627	537	1,460	490	87.9%
	2029 (R11)	15,918	15,918	14,056	0	0	13,557	499	1,394	468	88.3%
	2030 (R12)	15,724	15,724	13,916	0	0	13,454	462	1,354	454	88.5%

## 第4節 生活排水処理施設整備計画

### 1. 生活排水処理施設整備計画

生活排水処理施設整備の基本方針に基づく施設整備計画及び事業費見込みの内訳は表 4-4-1 に示すとおりである。

なお、整備予定期間については、財政状況等を勘案し適宜、整備年度の検討を行うものとする。

表 4-4-1 生活排水処理施設整備計画の年度内訳 (2026(R8)～2030(R12))

処理施設名	項目	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	計 (R8～R12)
浄化槽	整備費用小計 (千円)	32,969	32,969	32,969	32,969	32,969	164,845
	新規接続人口 (人)	90	90	90	90	90	450
	新規設置基数 (基)	35	35	35	35	35	175
整備費用に関する 町の補助分	整備費用小計 (千円)	17,288	17,288	17,288	17,288	17,288	86,440
	宅内配管工事費 (千円)	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	17,500
	既設槽撤去費 (千円)	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150	15,750
	合計 (千円)	23,938	23,938	23,938	23,938	23,938	119,690

備考: 1 宅内配管工事費は10万円/基、既設槽撤去費は9万円/基として試算した。

2 次の費用は未計上。・合併処理浄化槽の放流先である道路側溝等の水路築造費

・合併処理浄化槽の維持管理費

・汚泥処理施設の建設費、維持管理費

3 合併処理浄化槽の整備費用の算定に当たり、「都道府県構想策定マニュアル(平成26年1月)」に示される「浄化槽の設置費用(標準タイプ)」と設置基数内訳(5人槽:26基、6～7人槽:7基、8～10人槽:2基と仮定)から算定した。

○浄化槽設置金額(標準工事費)

5人槽	837,000 円/基 × 22 基	設置費用 = (837,000 × 22 + 1,043,000 × 10 + 1,375,000 × 3) = 32,969,000 円
6～7人槽	1,043,000 円/基 × 10 基	
8～10人槽	1,375,000 円/基 × 3 基	
計	35 基	

4 町の補助とは別に、県、国の補助制度も利用する。

○整備費用の負担内訳の概要

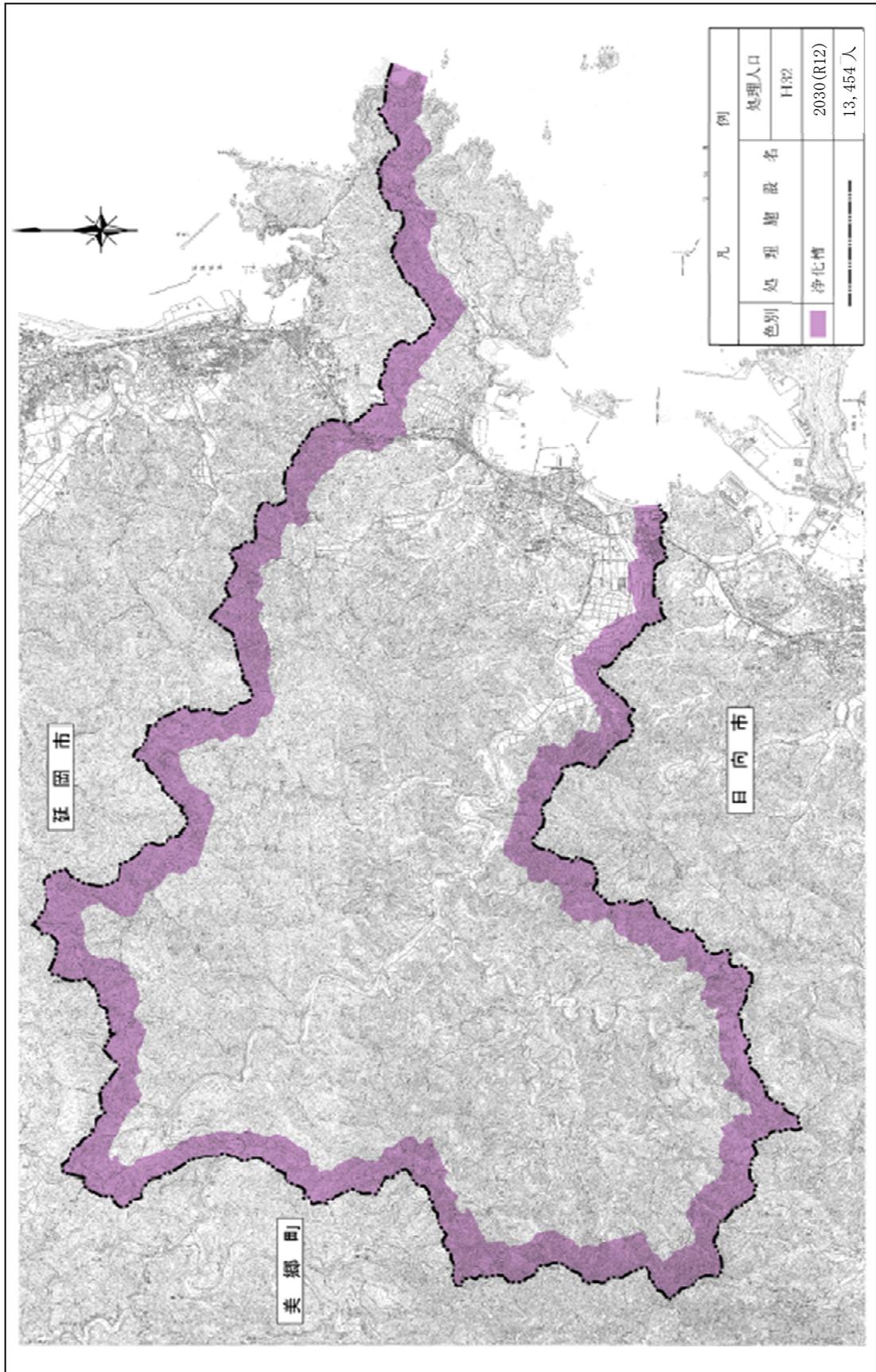
整備費用 (10割)			
6割相当		4割相当	
設置者負担	町補助	県補助	国補助
		4割相当の 1/4	4割相当の 1/2

5 合併処理浄化槽整備費用の町補助金額の算定に当たっては、門川町の「単独槽・汲み取り槽から合併浄化槽への切り替え(転換)補助について」に示されている金額に基づくこととした。

○町の補助金額

5人槽	452,000 円/基 × 22 基	補助金額 = (452,000 × 22 + 534,000 × 10 + 668,000 × 3) = 17,288,000 円
6～7人槽	534,000 円/基 × 10 基	
8～10人槽	668,000 円/基 × 3 基	
小計	35 基	
宅内配管工事	100,000 円/基 × 35 基	補助金額 = 100,000 × 35 = 3,500,000円
既設槽撤去費	90,000 円/基 × 35 基	補助金額 = 90,000 × 35 = 3,150,000円

図 4-5-1 生活排水処理施設整備計画図



図の出典：第3次計画

## 2. 汚濁負荷量削減効果

生活排水処理施設の整備による汚濁負荷量削減効果を表 4-4-2 に示す。

目標年次の 2030（令和 12）年度において汚濁負荷排出量は 109.79kg/日と試算され、2024（令和 6）年度の汚濁負荷排出量（126.72kg/日）に対して 16.93kg/日（-13.4%）の削減が見込まれる。

表 4-4-2 排出汚濁負荷量削減効果

区分	項目		負荷量 原単位 (g/kL)	2024 (R6)		2030 (R12)		備考
				処理量 (kL/日)	負荷量 (kg/日)	処理量 (kL/日)	負荷量 (kg/日)	
生活系	①し尿処理施設	衛生センター	5.6	20.4	0.11	19.0	0.11	原単位は2024年の実績による

区分	項目		負荷量 原単位 (g/人・日)	2024 (R6)		2030 (R12)		備考
				人口 (人)	負荷量 (kg/日)	人口 (人)	負荷量 (kg/日)	
生活系	②合併処理浄化槽		4.0	13,912	55.65	13,454	53.82	生活排水原単位:40g/人・日 除去率:90%
	③単独浄化槽		5.2	1,720	8.94	1,354	7.04	し尿由来:13g/人・日 除去率:60%
	④生活雑排水	単独浄化槽世帯	27	1,720	46.44	1,354	36.56	生活雑排水由来:27g/人・日 (環境省浄化槽パンフレット)
		し尿くみ取り世帯	27	577	15.58	454	12.26	
小計			-	-	126.61	-	109.68	

合計			-	-	126.72	-	109.79	
----	--	--	---	---	--------	---	--------	--

## 第5節 し尿・汚泥処理計画

### 1. し尿・浄化槽汚泥処理の基本方針

本町では、生活排水処理施設整備の基本方針に基づき、町内全域で浄化槽の設置を推進しながら生活排水対策を進めている。一方で、し尿処理施設は、各家庭から排出されるくみ取りし尿や、浄化槽から生じる汚泥（浄化槽汚泥）を適切に処理するうえで重要な役割を担う施設であると位置づけられる。

こうした状況を踏まえ、本町におけるし尿および浄化槽汚泥の適正処理に向けた基本方針を次のとおり定める。

#### し尿・浄化槽汚泥処理の基本方針

- ① 生活排水処理の適正化を推進し、排出される浄化槽汚泥やくみ取りし尿については、本町のし尿処理施設である衛生センターで処理を行う。
- ② 令和7年度末で稼働後45年を経過することになる現在の衛生センターは、老朽化が施設全体に及んでいるが、令和9年4月より稼働開始予定として建設中の新し尿処理施設が稼働するまでは、必要な維持管理を実施し機能維持に努める。
- ③ 新し尿処理施設の稼働後も、適正処理を行うために必要な維持管理を行っていく。

### 2. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿・浄化槽汚泥処理の基本方針に基づき、し尿・浄化槽汚泥の処理計画を、次のように定める。

#### (1) 計画処理区域

計画処理区域は、町内の全域とする。

#### (2) し尿・浄化槽汚泥の処理主体

計画処理区域で収集されるし尿・浄化槽汚泥の処理については、門川町が主体となって実施する。

(3) 収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、各家庭（浄化槽については管理者）から、本町が許可した町内の収集・運搬業者に依頼して衛生センター（し尿処理施設）に運搬することになっており、現行の体制を継続することとする。

(4) 中間処理計画

1) 処理対象物

処理対象物は、計画処理区域内（町内）で収集されるし尿・浄化槽汚泥とする。

2) 処理対象量

し尿・浄化槽汚泥の今後の処理量は、将来予測結果より表 4-5-1 のとおり見込まれる。

表 4-5-1 し尿・浄化槽汚泥処理量の見込み

区 分			現 在	推 計 値					
			2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
要 処 理 量	し尿量	kL/年	382.3	369.4	355.4	341.1	325.5	310.9	301.6
		kL/日	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8
	浄化槽汚泥量	kL/年	7,075.6	7,011.7	6,936.1	6,880.2	6,786.3	6,710.7	6,632.5
		kL/日	19.4	19.2	19.0	18.8	18.6	18.4	18.2
	合計	kL/年	7,457.9	7,381.1	7,291.5	7,221.3	7,111.8	7,021.6	6,934.1
		kL/日	20.4	20.2	20.0	19.7	19.5	19.3	19.0

3) 中間処理計画

収集されるし尿・浄化槽汚泥については、引き続き、町が管理する現衛生センター（し尿処理施設）及び建設中の新し尿処理施設で処理を行うこととし、適正な維持管理と処理機能の維持に努めていく。

(5) 再資源化計画

1) 資源化対象物

資源化の対象物としては、し尿・浄化槽汚泥の処理過程で発生する汚泥（し尿処理汚泥）とする。

2) 資源化計画

新し尿処理施設で発生する汚泥は当面の間は民間の堆肥化施設へ搬出して堆肥原料と

#### 第4章 生活排水処理施設整備計画

することで再資源化を図るものとする。また、新し尿処理施設から排出される汚泥は高効率脱水機の採用により含水率が70%程度と低水分となっており、助燃剤としての利用も可能であるため、地域の広域連携により焼却施設で熱回収をすることによる資源化についても検討を行っていく。

##### (6) 最終処分計画

し尿・浄化槽汚泥の処理過程で発生する残渣物（し渣・沈砂）の処理・処分については、現行の体制を継続し、減量化と安定化を図った上で適正に処分する。

## 第5章 啓 発



## 第5章 啓 発

### 第1節 基本方針

#### 1. 啓発活動の位置づけ

公共用水域の水質汚濁の主な要因となっている生活排水について、生活排水処理施設の整備による負荷削減を行うことが基本であるが、処理施設の整備には多額の費用を要するとともに多大な時間を要することが多い。

このため、生活排水対策を推進するには、住民の生活排水対策に関する意識を啓発し、住民の理解と主体的な取り組みによる家庭での台所対策等により汚濁負荷量の削減を図っていくことが不可欠となる。

#### 2. 啓発活動の方向

生活排水対策としては、本町の地域特性に応じ計画的・体系的に浄化槽の普及を推進するとともに、家庭からの汚濁負荷を削減するため、住民に対する啓発活動を総合的、広域的に推進していくことが必要である。さらに、デジタル媒体の活用、若年層への教育、地域企業との協働など、持続的な啓発体制を構築する。

啓発活動の事例を、表 5-1-1 に示す。

表 5-1-1 啓発活動の事例

—	活動内容
五十鈴川流域森と水を守る協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚の放流</li> <li>・水質調査</li> <li>・水辺調査</li> <li>・「森の感謝祭」実施</li> <li>・「海の感謝祭」実施</li> </ul>
浄化槽適正管理啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗での啓発ビラ配り</li> <li>・戸別訪問による啓発</li> </ul>
水辺環境調査門川湾を再生する会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内小学生を対象とした環境教育</li> <li>・五感を使った水辺環境指標による調査</li> </ul>
町広報へ啓発記事の掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併浄化槽への転換推進</li> <li>・浄化槽の適正管理について</li> </ul>

## 第2節 実施計画

### 1. 啓発活動の目的

公共用水域の水質保全を図るうえで、水質汚濁の主要因となっている家庭から排出される生活排水の対策が急務となっている。

そのため、生活排水処理施設の整備のほかに、家庭でできる対策として住民一人ひとりの工夫と心がけにより、公共用水域に排出される汚濁負荷量をできるだけ少なくする発生源対策を推進することが必要である。

このようなことから、生活排水対策実践活動地区を指定し、生活排水対策に関する地域住民の理解と主体的な取り組みを促進するとともに、組織的な啓発活動を実施することにより、今後の生活排水対策の推進を図る。

### 2. 実施地域の選定

町内の主要河川等（五十鈴川、鳴子川、丸山川、丸バエ川、新川、門川湾）の流域を対象とする。

### 3. 啓発活動の進め方

#### (1) 住民の対策

##### 1) 台所での対策

##### ①調理くず等の排出抑制

流しには、三角コーナーや目の細かいストレーナーなどを取りつけ、調理くずや食べ残しを流さないようにするとともに、負荷の高い物質をできる限り排出しないようにする。

- ・排水口ネットの二重化
- ・食器のつけおき洗いによる洗剤と排水量の削減
- ・カレー・シチューなど粘性の高い食材を調理した鍋・食器等は紙でふき取ってから洗う
- ・酒、ビール、煮汁、みそ汁等は流さない

##### ②廃食用油の適正処理

廃食用油は、流しに捨てずに使い切る工夫をする。やむを得ず捨てる場合は、そのまま流さず古新聞等に吸い込ませるなどしてゴミとして出す。

- ・フライパンの油汚れは温かい状態のうちに拭き取り（キッチンペーパー、新聞紙等）
- ・洗浄時に重曹、クエン酸などの低負荷洗剤を使用する
- ・回収（廃油入れ、回収パック等）

- ・固化剤の使用

2) 洗濯時の対策

- ・粉石鹼の使用を勧める
- ・洗剤の標準使用量を守り、使いすぎないように計量カップにより適正量を計量して使用する
- ・汚れがひどいものについては、部分的な予洗いをを行う
- ・柔軟剤、漂白剤等は適正に計量し使用する

3) 風呂での対策

- ・シャンプー・ボディソープ等の適正な使用量を心がける
- ・風呂の残り湯を洗濯時に再利用する
- ・風呂の洗剤、洗浄剤は適正に計量し使用する

4) 浄化槽での対策

- ・定期的に維持管理、保守点検、清掃を行う
- ・第7条検査、第11条検査の受検率向上にむけた啓発活動
- ・下記のような浄化槽へ流入させてはいけないものを周知徹底する
  - 油類 ○医薬品の残液 ○防虫剤、除草剤等 ○灯油、溶剤等
  - ティッシュペーパー、紙おむつ等 ○その他浄化槽の機能を阻害するもの

5) その他

- ・地域ぐるみで側溝などの一斉清掃をする
- ・ディスプレイの使用を自粛する

(2) 行政の対策

- ①美郷町との2町連携の推進
- ②SNS や動画を使ったデジタル啓発
- ③環境美化活動への助成
- ④高度処理合併浄化槽の推進
- ⑤飲食店向け排水ガイドライン等の配布
- ⑥看板等の設置
- ⑦自治体広報誌の活用
- ⑧イベント等で啓発ブース設置

4. 流域別の家庭における発生源対策

地域住民の協力を得て、表 5-2-1 のとおり、台所対策、風呂対策等を実施する。

表 5-2-1 家庭における発生源対策

分 類		具 体 的 な 対 策
台 所 対 策	調理くず等の 排出抑制等	・流しには、三角コーナーや目の細かいストレーナーなどを取りつけ、調理くずや食べ残しを流さないようにするとともに、負荷の高い物質をできる限り排出しないようにする。
	廃食用油の 適正処理	・廃食用油は、流しに捨てずに使い切る工夫をする。やむを得ず捨てる場合は、そのまま流さず古新聞等に吸い込ませるなどしてゴミとして出す。
風 呂 対 策	—	・シャンプー、ボディソープ等の適正使用 ・風呂の残り湯を洗濯時に再利用する。 ・風呂の洗剤、洗浄剤は適正に計量し使用する。
そ の 他	—	・地域ぐるみで側溝などの一斉清掃をする。 ・ディスプレイの使用を自粛する。
住 民 意 識 啓 発	—	・SNS や動画を使ったデジタル啓発 ・アンケート調査。 ・イベント等で啓発ブース設置 ・自治体広報誌の活用。

## 第6章 その他



## 第6章 その他

---

### 第1節 取り組むべき課題

本町の生活排水対策を総合的かつ効果的に推進していくため、今後取り組むべき課題を以下に示す。

- (1) 浄化槽設置は個人設置型による整備を進める一方、県との協働により適切な維持管理方法や水質の向上に関する周知を行う。
- (2) 近年、浄化槽の性能は向上しており、高度窒素除去型、高度窒素及び磷除去型などの通常の高度処理型浄化槽よりもさらに高性能な浄化槽も選択できるようになっている。このため、町としてはこうした高性能な浄化槽の導入を検討しつつ、既に実施している助成制度を活用し、普及を今後も推し進めていく。
- (3) 合併処理浄化槽のうち、本格的に普及し始めた昭和60年代後半頃に設置したものについて稼働年数が40年に近くなっており、老朽化が進行していると考えられるため、それらの設置替えについては、国、県の補助制度の拡充に沿って門川町も新たな助成制度を検討する。
- (4) 漁業集落排水処理施設では、施設本体の老朽化が進行しており、継続して安定した処理能力を維持するための整備が必要な時期にきているが、施設が家屋密集地域に位置していることから、建て替えや大規模改修を行うための用地確保や施工動線の確保が困難であり、従来方式による更新は現実的ではない。これらの状況を踏まえ、小さな区域ごとに中型浄化槽を設置し、周辺の住宅排水を集約していく分散型整備方式など、複数の代替案を対象とした総合的な検討を行っていく。
- (5) 「門川町生活環境保全条例（昭和59年9月）」に準拠し、生活排水対策を推進する。

### 第2節 関係市町村との連携

本町の五十鈴川流域では、上流に位置する美郷町北郷と協力体制を構築し、流域の自然環境保全に向けた取り組みを共同で進めている。また、沿岸部が日豊海岸国定公園に含まれることから、海域環境の保全においても周辺自治体との協調が重要となっている。さらに、本町は周辺市町村と地形的・地理的に近接しており、生活圏も重なり合っていることから、今後はこれらの自治体と連携した広域的な事業展開についても検討を進めていく。

### 第3節 海洋ごみ対策

本町の門川漁港海岸は、宮崎県の海岸漂着物対策推進地域計画で重点区域に指定されている。近年はプラスチックごみなどの海洋ごみにより、海岸機能の低下や景観悪化、海洋生態系への影響、航行の支障などが懸念されている。このため、地域の環境や利用状況を踏まえ、関係自治体や住民、事業者、民間団体と協力しながら、海洋ごみ対策に取り組んでいく。

### 第4節 関係する他の計画との調整に関すること

本計画は原則として5年ごとに見直しを行うが、見直しまでの間に他の集合処理計画等の策定・変更があった場合は、関係各課で構成する委員会等にて協議し、本計画の変更について検討を行うものとする。